

平成26年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成26年 6月 5日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 森 田 幸 子 君

2 番 松 村 篤 郎 君

3 番 原 田 寿 賀 美 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 山 下 靖 夫 君

6 番 坂 本 美 智 代 君

7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君

9 番 鈴 木 利 明 君

10 番 篠 塚 信 太 郎 君

11 番 東 ま さ 子 君

12 番 山 崎 裕 二 君

13 番 村 山 良 夫 君

14 番 山 田 均 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	藤 田 真 君
瑞穂支所長	川 寫 勇 人 君
和知支所長	榎 川 諭 君
総務課長	中 尾 達 也 君
監理課長	木 南 哲 也 君
企画政策課長	久 木 寿 一 君
税務課長	松 山 征 義 君
住民課長	長 澤 誠 君
保健福祉課長	下伊豆 かおり 君
子育て支援課長	津 田 知 美 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
農林振興課長	栗 林 英 治 君
商工観光課長	山 森 英 二 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	中 尾 裕 之 君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂 本 光 浩
書 記	西 野 菜保子
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成26年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・東まさ子君、12番議員・山崎裕二君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次、発言を許可いたします。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 皆さん、改めましておはようございます。

本町では、求めるべき町政のさらなる推進を目指し、今年度初めに大規模な人事異動が実施されました。将来の京丹波町のあり方をしっかりと見据えた上で、既存組織の細分化、そして専門室の新設等には町民の皆様の幸せな生活に直結する運用を求めながら、その効果に大きな期待をいたします。

本定例会に出席されている管理職の中には、継続してお世話になる方、所管を異動された方、さらには新しく参加いただく皆さんがおいでになります。立場こそ異なりますが、行政と私ども議会、双方が共有する目的はよりよきまちづくり以外にはあり得ません。新年度のスタート、そして新たな構成のもとでお互いが一生懸命になって京丹波町のまちづくりに取

り組みましょう。

それでは、ただいまより平成26年第2回定例会における私の一般質問を、事前に提出しました通告書に従い行います。

毎回申し上げておりますように、議会の中身が、議場で傍聴いただく皆様、そしてご家庭でケーブルテレビを通し視聴いただく皆様に少しでもわかりやすく、身近なものとなるよう努めてまいりますので、町執行部の皆様にはご協力いただきますようお願いいたします。

まず、1点目に通告しております台風18号災害からの復旧について質問いたします。

春先のこの安定した天候からはとても想像できませんが、昨年9月に接近、通過した台風18号により本町では各地で甚大な被害に遭遇いたしました。平成16年に発生しました台風23号被害以来、幸いにも多大な被害を及ぼす災害を免れていた本町にとりまして、深夜記録的な豪雨にみまわれ、町内全域で同時多発的に猛威を振るう自然災害の恐ろしさを改めて思い知らされる災害事例となりました。

本町では、いち早く災害対策本部を立ち上げるとともに、各行政区の役員さんにご協力をいただきながら災害対応を実施、最大の使命である人的被害は回避できたものの、町内各地で河川や排水路の越流による家屋等への浸水被害、さらには生活道路や畦畔の崩落が連続して発生する中、職員と消防団、そして各区役員の皆様が協働しながら、災害発生時の緊急対応を実施、台風通過後には被害に遭われた住民の皆様のお宅に出向き、家屋に流入した土砂の撤去や水没廃棄物収集のお手伝いをさせていただきました。

災害発生時は夜を徹して応急処置に奔走した職員、また直後には災害により車両が通行できない林道を熊の出没におびえながら奥深くまで徒歩で、調査を行うなど、総務課、土木建築課、前産業振興課、住民課、両支所はもとより多くの職員による懸命な活動が行われました。職員として、当然ながらも通常の職務執行に加えて連日不眠不休の努力をいただいた結果、現在の復旧状況があるものと、改めて感謝と慰労を申し上げます。

余りにも数多くの箇所が発生しました多種多様な災害について、国、府との複雑な調整、加えて農閑期、あるいは渇水期でないと施工できない現場事情がありながらも、現地調査の結果や町内各組織の皆様にお世話になりました申請に基づき、定められたルールのもとで優先順位を決め、現在順調に復旧工事が進捗しておりますことは、各地を見回り実感として感じられるところです。

本町では、甚大な被害状況に即応して、自然災害による土砂等の撤去補助金交付要綱を設置し、被災者の生活支援を行いました。家屋の浸水被害に遭われましたお宅では、後片づけに疲労こんぱいしながらも優しい生活支援を好意的に受け取られております。

また、農地の被害に関しては、農業用施設復旧事業、農地の畦畔・法面崩壊等の復旧、流入土砂の撤去事業、作業道の復旧事業、有害鳥獣防止施設設置補助金を設け、それぞれに90%を特認補助率と定める中で、有効な支援が実施されております。

まだまだ復旧工事の途中ではありますが、農業用水路が壊滅的な被害を受けた地域では今年の稲作が危ぶまれておりましたが、有利な補助事業を活用したおかげで例年通りの田植えを終え、一息つきながら優しい復旧補助事業に感謝されております。

災害発生後、おおむね8カ月が経過した今日、一つには本町が実施しました補助金支援制度は、必要とする被災者と地域に対し丁寧で十分な交付は実施されたのか。二つ目に、定められた運用規定のもとででき得る限りの申請を受け付け、事業を実施されている進捗状況はどのように推移しているのか。また、三つ目にはこの事業がもたらした効果について、現時点でどのように捉えられているのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁に入る前に、台風18号災害に対しまして京都府から水防活動に貢献された消防団に対して感謝状が、実を申しますと贈呈されたんですが、京丹波町消防団におかれましてはこの感謝状を梅原団長がお受け取りになりました。京丹波町としても感謝申し上げますと同時に、この受賞を皆さん方にご披露しておきたいと思っております。

それでは、答弁に入ります。

まず、昨年9月に発生した台風18号によりまして被災されました皆さんに、まずは心からお見舞いを申し上げたいと思っております。一日も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、本町としましてもその対策に邁進していく所存であります。

さて、台風18号災害からの復旧に係る本町が実施しました補助金交付要綱など、各施策の周知、広報につきましては、町ホームページ及び平成26年1月号広報お知らせ版に、補助金概要を掲載しまして広く周知したところであります。区長様や関係団体への該当する制度の案内、さらに事業によりましては被災された各区を訪問するなど、綿密な申請、勧奨を実施したと考えております。

補助金支援策等の運用状況でございますが、まず、住居もしくは生活関連施設に流入した土砂等の撤去にかかる補助金の申請状況につきましては、申請件数が5件で、平成25年度において補助金の交付を全て完了しております。

次に、地域再建被災者住宅等の支援についてですが、補助金の対象となる被害に遭われた方が17戸であります。平成25年度中に7戸、本年度においては5戸から申請がありました。既に10戸に対して補助金の交付を完了しております。なお、本年度も申請を受け付け

ておりますので、積極的に申請していただいたら結構でございます。

さらに、本町の主要産業であります農林業被害も甚大でありまして、その対応として農林業関係施設等を早期に復旧し、本町産業が早期に回復するよう災害特認事業を実施したところであります。現時点での申請内容ですが、平成25年度事業繰越事業を含め農業用施設復旧事業507カ所、林業施設復旧事業31カ所、有害鳥獣防護施設復旧事業28カ所となっております。既に370カ所が完了したところであります。本年度も9月30日まで申請を受け付けております。早期に農林業生産体制の完全復旧を目指して対応することといたしております。

災害復旧支援対策等の運用につきましては、その効果を最大限発揮しまして、住民の生命及び財産の保護並びに住民生活の負担軽減を図ることができたのではないかと一定考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 本町が実施いたしました災害支援制度が円滑に進捗し、住民の皆様のもとに届いておりますこと、安心いたしました。今後におきましても、全ての方々に支援の手が届きますように引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、災害対応に関連して質問いたします。

近年猛威を振るう自然災害への対応、そして東日本大震災に起因し発生した原子力災害に対する住民の深刻な不安の軽減等を目的とし、今年度より総務課内に危機管理室が創設され、両支所に職員を配置しました。従来の消防防災係を一新し、運用が開始された危機管理室が所管する業務の内容、そして町長として危機管理室にはどのような住民サービスを期待するのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 台風18号災害に対する対応状況や取り組みの内容についてですが、その教訓を生かしまして今後の防災対策に反映することが肝要であると考えております。

その一環として、各区長様へ発災当時の対応状況アンケートを実施しておりまして、その集計がほぼ完了していることから、今後消防団、消防署等関係機関を交えまして検証会議の実施を予定いたしております。当時の対応を総括することといたしております。

さらに、昨今多様化する自然災害を含む有事に対して、あらゆる角度から対応することを目的として、町と消防団、園部消防署、南丹警察署が連携し、ネットワーク協議会が設置されております。協議会員は、常に情報共有を図り、事態対応について効果、あるいは効率的

な取り組みをすることで各組織の機能を向上するものと考えております。

さらに、新たに配置しました本町危機管理室についてですが、本町の消防防災のみならず、あらゆる危機管理体制の中核として機能するものでありまして、今後多面的な危機管理対応と防災体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 前回の質問時にも提案いたしましたように、各組織による台風18号の災害対応総括は必要不可欠であると考えます。その取りまとめには、関係者への聴取など時間と手間を要するものと思われておりますが、今町長の答弁にありましたように、その総括についても順調に進んでおるということをお聞きしまして安心いたしました。

私も、防災にかかわる者として、危機管理室の創設を歓迎いたします。今後においては、同室を軸としながら町内外のあらゆる組織が共同し、活動する中で、町民の皆様が安心、安全を実感して暮らせるまちづくりを強力、かつ迅速に推し進めてください。

それでは、2点目に通告しております質問に移ります。

現在、本町内では国交省による京都縦貫道の全線開通に向けた工事が各工区において急ピッチで進められております。工事箇所隣接する皆様のご理解とご協力、そして本町担当課による真摯な対応、努力のもと今年度末の接続完成を目途として建設事業が継続されておりますが、現時点での進捗状況、及び事前に説明された供用開始時期に変更は生じていないのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫自動車道丹波綾部道路整備につきましては、沿線住民のご理解、あるいはご協力をいただく中で、平成26年度供用に向け全面展開で事業が進められております。本年度の事業費201億円を計上されまして、橋梁やトンネルなどの大型構造物も工程どおり進捗している状況にあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 新しい交通形態の整備、完成時期が迫る中、生活する上で欠かすことのできない道路網整備を歓迎する声、そして畑川ダムの供用開始に加えて、縦貫道の接続完了により企業誘致に対する条件整備がさらに整うことを期待する声を聞く反面、一方では町内の一般道を利用する車両の減少を理由に、地域力の衰退を危惧される方もおいでになります。

以下の質問につきましては、昨日の質疑と重複する部分が予想されますが、要望者に対して責任ある回答をお届けする必要がありますので、事前にお断りをしまして質問を続けます。

心配される和知地区の皆様から、完成した後ではどうしようもない、今こそが取り組める最後のチャンスだとして、縦貫道利用者を京丹波わち出口を経て町内に誘導する具体的なアイデアを要望としてお聞きしました。提案の中では、インターチェンジ名に町内はもとより隣接市町の知名度の高い観光施設、一例を挙げますと、例えば美山町かやぶきの里への最寄り出口を連想させるインターチェンジ名を採用し、利用者を途中下車させることにより経路上に位置する道の駅「和」（なごみ）や、沿線上商業施設の利用機会を創出する方策が訴えられております。

これにつきましては、旧町時代に府道12号でつながる旧和知町と美山町が府道沿線の観光資源を生かした地域活性化事業を具体化した経緯があることから、周辺の理解は得やすいものと考えます。

また、近隣の観光地や観光施設などの案内標識を、縦貫道本線上に設置することにより、利用車両を出口に誘導することが求められております。完成後は通過の町となり、地域の衰退が進むことを危惧される皆様が、地域存続を願う前向きな提案に対し、町長はどのように応えられるのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨日の篠塚議員への答弁と重なる部分があると思いますが、京丹波わちインターの名称変更については、地域での合意形成とともにシステム変更、あるいは看板、地図表記の変更などに係る費用の問題もありまして、簡単に実現できるものではないという認識ではおります。課題をしっかりと整理しまして、それこそ可能性を探ってまいりたいと現実を考えております。

また、本線上の案内標識の設置ですが、美山の観光資源を町内への立ち寄りに利用してはどうかとの地域の皆さんの熱い思い、そうしたことを提案として受けとめているわけですが、京都縦貫自動車道の利用者を町内に誘導する有効な方策の一つだと私も考えております。南丹市を含め地域の合意形成が重要でありますので、関係機関と調整した上で道路管理者に対してしっかりと実現するまで要望してまいりたいと、そんな思いであることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 温かいご理解をいただきましてありがとうございました。

関係機関に問い合わせましたところ、既存インターチェンジの名称を変更するには全国的

に膨大なデータの改変が必要となり、多大な費用が発生するためほぼ不可能であるとの回答でした。

しかし、本線上における案内看板の設置については可能であるとの感触を得ており、地域の熱い思いを受けた上での本町の活動次第で実現するものと期待をいたします。

いま一度、縦貫道が完成して供用を開始されてからでは遅い、今しかできないんや、そう訴えられる皆様のお声をご理解いただき、本町が実現に向け強力に進めていただきますようお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

J R和知駅構内に設置されておりますトイレについては、狭小なスペースに和式便器が設置されており、J Rを利用して通勤、通学をされる方や町営バスを利用される方、そして駅前広場でのイベント開催時には多くの方が不便を訴えられております。

中でも、現状のトイレを構造上の問題から利用できない年配の方、特に障害をお持ちの方からは、安心して交通機関を利用できない、またイベントに参加できないと健常者には気づくことのできない深刻な苦情をお届けいただきました。

その中では、近年各施設においてバリアフリー化が進み、以前に比べると障害者にとってはさまざまなところで生活環境が改善されてきておりますが、毎日の生活を過ごす身近な場所で時折不自由を感じる場合があります。その一例を申し上げますと、先日和知ふれあいセンターで、京丹波町社会福祉協議会による福祉まつりが開催され、多くの障がい者を始め、福祉関係者にお集まりいただいた際、会場に隣接しておりますJ R和知駅トイレに行かれた身体障害者福祉会の会員さんから、和知駅のトイレは全て和式のため、障がい者の私には使えません。目の前にトイレがあるのに用を足すことがかなわずとても困りました。そう訴えられ、ご参加いただいた皆様に大変申しわけない気持ちになりました。何とか改善できませんかと述べられており、自由に用を足せる者にははかり知れない切実なお声でした。

一方、和知駅とその周辺を地域活性化の大切な拠点として、地元本庄区を始め、和知の駅を守る会、本庄商栄会、和知駅前活性化委員会の皆様は、施設の有効利用や維持管理を積極的に実施され、各種イベント等を開催しながら和知駅とその周辺を核とした元気な地域づくりを目指して、幅広く辛抱強い活動が継続されております。

その中で、トイレは必要不可欠の施設であり、衛生環境が向上し各家庭において洋式便器が主流となっていること、また障がいをお持ちの方はもちろんのこと、多くの高齢者が使用されることから、安易に現状の狭小なスペースに便器を交換するだけでなく、十分なスペースを確保した上で誰もが容易に出入りのできるアプローチ整備を含めたトイレの改修、及

び新設は、障がいをお持ちの方のみにとどまることなく利用される全ての方の利便性の向上につながる重要な整備であると捉えております。

本件の要望については、平成24年12月、京丹波町身体障害者福祉会会長様、和知地区区長会会長様、社会福祉協議会副会長様、和知の駅を守る会会長様、本庄商栄会会長様、和知駅前活性化委員会代表様のご協力をいただきながら、各組織の皆様連名の要望書を携わり、寺尾町長に提出いたしました。

その際、町長からは要望の内容は大変重要なものと考えており、関係機関と協議しながら積極的に実現を目指すとの大変前向きな回答をいただき、要望者の皆様のもとに持ち帰った経過があります。以後、一年半余りが経過した現在、和知駅トイレの改修はどのように進められているのか、またJR当局との交渉経過を含めその現状をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、梅原議員からるる経過についてご説明がありました。平成24年12月だったんですね、面談させてもらって、早速私も現地へ飛んでいきまして、そしてこれは改修すべしという自分の強い思いで役場の中で指示をしたとっていたんですが、実を申しますと、指示がしっかりと行き届いてなかったことがありまして、本当に今日に至って申しわけないと、まず思ってるんですが。

さて、JR和知駅の改修、平成26年4月10日にJR福知山支社総務企画課で今後の基本的な考え方について協議を行いました。そして、5月13日にはJR福知山支社幹部と理事の者で意見交換を行いまして、改修することで方向性が示されたところです。このことは、ずばりいってJR側に事務的にいろいろ相談していたんですが、JRも経費を持たないといけないというような錯覚があって、そしてなかなか進んでなかったようでありました。いや、そうではないんだと。要は改修さえこちらでさせてもらえるのであれば、町のほうで事業費は全部持つので改修をさせてほしいんだという率直な申し入れに対して、土肥さんという方が今支社長なさってるんですが、それならもうすぐやってもらったら結構ですということで、事業が今後は順調に推移すると思っております。本当に申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 和知駅構内のトイレにつきましては、まず障がいをお持ちの方が安心して使用できる設備に改修していただきますこと、同時に和知駅周辺を訪れる皆様が気持ちよく利用していただけるトイレ整備を検討され、JR等関係機関に対しての働きかけのもと、早期の実現が図られますよう何とぞよろしくお願い申し上げます、再度の要望といたします。

寺尾町長の明確な政治姿勢のもと、本町が先進的に取り組み、他市町に自負のできる行政施策として未来を担う子どもたちとその家庭を手厚く応援する子育て支援事業、そして行政再編後町の一体感醸成に多大な役割を果たしてきた地域支援事業が挙げられます。

冒頭に申し上げましたように、誰もが予期のし得ない災害からの復旧支援は内容の充実とともに、優しく丁寧な広報が不可欠となりますが、多くの行政情報の伝達と事務依頼を各区长様に委ねている現状の中で、大勢の区民を抱え区長さんが多忙をきわめるところ、あるいは過疎・高齢化により2、3人の高齢者の方が区長職を輪番され、行政区の運営を維持されているところがあり、その実態は余りにも多様化しております。

災害の中には、地理的な要因により発生するものが多く、画一的な災害対応は不可能ですが、こと災害復旧支援に限っては全ての地域住民に丁寧な説明のもと同時同等にお知らせをし、関係書類の提出が困難なところには進んで出向き、申請事務等のお手伝いを申し出ながらお1人でも多くの方に利活用していただけるよう努める必要があります。

今日まで、本町のあらゆる地域において、実行力のある支援のもと、確実に地域活性化を根づかせてきた地域支援室にはご無理を申しますが、住民の皆様の安全で安心な住環境の向上を目指して、さらなる一步を踏み出し、災害復旧にかかわる優しい支援に向け取り組みを進めていただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、山下靖夫君の発言を許可します。

5番、山下君。

○5番（山下靖夫君） 私は、平成26年第2回定例会において、通告書に基づいて一括方式で質問を行います。

いよいよ梅雨入り宣言がされ、田畑には今日の雨が待ち遠しいときでございました。といいましても、豪雨にならぬよう祈りながら自然界のおりなす様を受けとめ、無事梅雨時期を通り過ぎたいと感じる今朝でございました。

また、私にとりましては、今日は一般質問ということで大変緊張した朝でございます。

少し日がたちましたが、4月6日に執行されました京都府知事選挙におきまして、山田知事が4回目の当選をされましたことは心から歓迎をいたすものでございます。

先般の町長行政報告に、京都トレーニングセンターが京都府立丹波自然運動公園園内に平成27年度の開設に向け、いよいよ事業が始まりますとお聞かせいただいたところであります。まさに施設の充実と実現が確実になったことを歓迎いたすものであります。京丹波町に

とつても、まことに希望の持てる明るい材料であります。

そこで、京都府立丹波自然運動公園に関しまして質問をいたします。スポーツトレーニングセンターの一つに、宿泊施設の建てかえがあると聞いております。また、その2階は府内木材を使用される計画とお聞きいたしました。それを聞いたとき、船井郡の船井産、京丹波町のことだと思ったんですが、これは残念ながら思い違いで、京都府内の産ということでありました。

京丹波町は83%が山林野のまちであります。この機会に京丹波町産の木材を大いに使っていただくように思っているのは、私だけではないと思います。終戦後、全国各地に杉やヒノキが植樹され60年たって大きくなって成長しております。町内にもすばらしい木々が育っております。そこで、京丹波町といたしましても町内の木材を活用していただくよいチャンスだと思います。まず、建築用木材は山から切り出して、生木をすぐ使うわけにはまいりません。木の伐採時期や乾燥の期間も考えると、早くから準備が必要と思います。また、京都府産と言え、京都府産木材認証制度実施要綱というものがあり、京丹波町内の木材を使用していただくと思っても、その要綱に合わなければならないのは当然であると思います。また、知事が指定した認証機関の京都府産木材証明書やウッドマイレージCO₂の計算等も整備が必要であります。それには、早くから計画し、検討もしていかなければならないと思います。

そこで、町長に京丹波町としてどのような取り組みをされているのか、3点ばかりお尋ねをいたします。

一つには、宿泊施設の建築に関して、現在京都府からどのような情報がおりにているのか。二つには、町内の京都府産木材取扱事業者は平成26年4月1日現在では4事業者と少ないのですが、それぞれの事業者にどのように情報を流され、対応されているのか。また、対応されようとしているのかお聞きしたいと思うのであります。三つ目に、瑞穂地区町有林調査票によりますと、町有林でヒノキでは、大朴の口塩谷には樹齢95年の物、また質志の観音にもヒノキが86年の物や、水原の滝ノ尻などにも71年物がございます。杉は八田の西ノ下で樹齢71年物や、ほかにも立派な立木がございます。それらの活用についてお考えはいかがなものかとお尋ねいたします。

次に、町有林についてお尋ねをいたします。

旧瑞穂町の4つの財産区が、昭和55年2月に財産区の直営林の一部、300ヘクタールを瑞穂町に抛出されました。ここで財産区の生い立ちについて、大変失礼ですが議会議員の皆さんや町職員の皆さんは詳しくご存じでないのではないかと思います。いかがでしょうか。

私も桧山財産区以外のことはわかりません。明治には、桧山村の8割以上は山林原野であって、その5割以上は部落有林でありました。毎年早春に火入れを行い、山焼きをしておりました。町有地は稲の栽培に必要な肥料として、野山から取れる緑肥は、米の生産に欠くことのできないものであるとともに、農家の屋根材料として萱葺場でもありました。その他、農業かんがい用の材料や貧農の薪炭材料の供給など、重要な農民の共有財産でもありました。

しかし、時代が変わって、緑肥に変わる肥料ができ、道路もよくなり、木材や薪炭が高く販売されるようになり、野山の経済価値が変わってきました。野山の火入れをやめ、松の自然林も次第に生育し、マツタケも発生するようになり、少しずつでもあったが杉、ヒノキの植林も行われだしました。明治43年、京都府も部落有林財産の統一を強く奨励され、桧山村長の太田源次郎氏は、明治43年12月13日、村議会をもって各部落所有の土地、立木とも全部無償無条件で統一をされました。これが桧山財産区の起こりであります。

部落有林により、村有に移したアカマツ林は、マツタケを産し、村の財政を潤沢にしてならしむとともに、個人経済緩和の実績をおさめました。

このように多くの財産収入を上げるのも聖代の恩沢なりとし、謝恩のため、大正14年以来マツタケを皇室に献上してきました。

村民は村基本財産を造成する目的のために努力をしてきて、昭和30年代末まで村有として全戸出役をしてきました。不参金は認められず、私も中学時代にぎゅうぎゅうと詰めた国鉄バスに乗り、八田の山まで下刈りに行ったことを覚えています。

今、皆さん方の手元に桧山村誌の抜粋をお配りしております。これを見てもらいますと、いかに桧山財産区が町行政なり、地域の住民福祉に貢献してきた数字が載っているわけですが、理想郷桧山村実現のために諸施策として上げられた消防、土木等の公共施設、教育、学校教育等の地元負担を住民にかわって支出されてきた。そのほか、農道の改良、災害復旧等受益者負担の軽減を講じてきたものの一覧表でございます。これも、先祖代々の方々のご努力のたまものであります。汗の結晶と多くの資材を投入した山々は今はどうなっているのかと思う人がだんだん少なくなってしまった今日、今後次の世代の人にしっかりとバトンタッチするのが我々の任だと思い、その一部を一般質問させていただきます。

一つには、平成15年12月町有林明細書では、瑞穂町に拠出した300ヘクタールの町有の山々は26カ所中14カ所が財産区のままで所有権の移転登記ができていませんでした。先般、4月28日に関係の登記事項要約書をあげてみますと、合併に伴い地番だけは平成17年10月11日から21日の間に、瑞穂町から京丹波町へと登記がされていました。ほかは10年前と何ら変更されていないように思われます。

そこで、4点ばかりお尋ねいたします。

一つには、所有権移転登記がなぜできないのか。町財産名義のは14件、瑞穂町名義が8件そのままです。どこに問題点があるのかお尋ねをいたします。二つ目は、水呑の松本、久保田、西ノ林の3カ所は、農林省と地上権設定立木共有存続期間が昭和15年4月16日から昭和83年3月31日までとされておりまして。昭和83年と申しますと平成20年になるんですが、もう期限が6年余り過ぎておりますが、この平成20年2月18日に、平成30年3月31日まで10年間延長されています。その理由は何なんでしょうか。3、財産区名義の大朴の口塩谷54番地4734平米が、平成22年6月11日に54番地19に分筆されております。残ったのはたった18平米になっておりますがその理由は何なのかお尋ねいたします。

四つ目は、瑞穂町当時には抛受を受けた山々に毎年巨額の予算を投じ、山の管理と木々の保育に努力されてきました。今は木材価格が下がり、山は魅力がなくなっている事実なんです。個人山でも親は山の境界は知っているが、子どもは知らないという今日です。町有林の境界は、職員の方はご存じなのでしょうか。少し心配です。そこでお尋ねします。京丹波町は、どこの山にどれだけの保育の費用を投入されてきたか。年度ごとにお示しいただけたらうれしく思います。

次に、若狭舞鶴エクスプレス京都号について質問をいたします。

国道478号線、京都縦貫道丹波綾部道路が平成26年度末、全線開通となります。京都市と京都北部がどうやら縦貫道で結ばれて、大変便利なことは喜ばしいことでもあります。町長はいつも全線開通になって、京丹波町は通過のまちにならないようにと申されてきました。地域振興拠点施設に、道の駅「京丹波味夢の里」を拠点に京丹波町の特産品の販売に町を挙げて取り組み、京丹波町に多くの皆さんが来ていただくように努力されていますことを評価いたしております。京都方面から京丹波町、また京都府立丹波自然運動公園等への交通機関は、自家用車で来るか、または電車とJRバスを乗り継いで来る方法しかありません。ご存じと思いますが、今京都駅から舞鶴経由で小浜駅まで、京都交通と西日本JRバスの若狭舞鶴エクスプレス京都号が運行されております。

これは京都駅を出発し、京都縦貫道の丹波インターチェンジでおり、国道27号線を走り、また和知のインターチェンジから縦貫道に乗り、そして若狭道を舞鶴、小浜へと運行されており、京丹波町を素通りしておりました。来年の京都縦貫道の全線開通を目指していると思われま。そこで、提案とお尋ねをいたします。

このバスを丹波インターチェンジでおろして、丹波自然運動公園前での乗降ができ、西日

本 JR バス 桜山営業所を経由して、和田のインターチェンジで乗るようにして、そういうルート変更をして、京丹波町へ 1 人でも多くの皆さんが来ていただくように、そしてまた、我々も京都へ行くのに大変便利な交通手段となります。

京都府としても、自然運動公園に多くの人々が来場されるためにも最もよい手段だと思えます。今この時期に早く京都府とともにルート変更の運動をすべきと思いますがいかがなものかお尋ねいたします。

二つ目は、町長就任のときには三日市から和田のインターチェンジに向け、国道 9 号の 4 車線道路の実現が必要不可欠とおっしゃっていましたが、今も町長の思いはお変わりございませんか、お尋ねいたします。

3 番目といたしまして、今 JR バスの福知山線は福知山から来まして、国道 9 号、町道和田のさえずりの道を通り、JR 桜山営業所に立ち寄り、そして U ターンしまして、また園部のほうへ、下りは逆の方向を運行しております。その原因は、町道橋爪大朴線、前はグリーンロードと申しておりましたが、橋爪の町田の旧河川敷上の道路が改良されず、そのままの状態が残っております。その箇所だけが工事が残っている。既に 15 年近くになります。早い改良工事を町民は首を長くして待っております。早く改良すべきと思いますが町長のご所見をお聞きしたいと思えます。

最後に、健康づくりについて、2 点ほどお尋ねいたします。

自分の健康は自分で守るものであります。私は、3 年前から生活習慣病で個人病院の医療機関にお世話になっております。自分の不摂生のつけがきていたのであります。今ほど自分の健康に関心を持つときはなかったのではないかと。新聞、テレビも広告には、健康補助食品がたくさん出ております。健康で長生き、そしてぴんぴんころんが一番よいと願っている我々の年代の者が共通する願いであると思えます。必ず一度は死ぬ、人にできるだけ迷惑をかけずに終わりたいものであります。

私も、3 月、4 月に私の不注意によりまして、公立南丹病院と京丹波町病院にお世話になる機会がありました。京丹波町病院では、血液検査と胸部のレントゲン、心電図検査、心臓のエコー検査などを受けました。初めてお世話になった京丹波町病院では、本当に立派なお医者さんと明るい親切な看護師さんに感心をいたしました。また、掃除の行き届いた美しい病院に、今さらながら京丹波町病院のすばらしさに感銘を受けました。

しかし、たくさんの検査をしていただいた割には検査結果の報告が少なかつた。受診した者は、検査の結果が心配なものです。そこで、一つお尋ねをいたします。

患者は検査をしていただくと詳しい検査結果を報告していただくと、安心もし、また今後

の健康管理の糧になる。また、親切でいい病院だなというようなことにもなると思います。ぜひともきめ細かな検査結果を報告していただくことを希望しますがいかがでしょうか。

二つ目は、我が町は健康づくりと健康管理においても、住民健診に大変力を入れていただいていることを敬意を表します。各個人でも、それぞれの健康管理に努力をされております。その一つに、高齢者でも参加しやすいグラウンドゴルフがあります。足腰の悪い方も、4、5回来られるとグラウンドを走って楽しんでおられる。グラウンドゴルフ大会には、年金生活者が多く参加もされる。なかなか参加費も多くもらえないで苦労していると。何とか会場使用料だけでも補助をしていただけないものかと、役員の方が申しておられました。多くの方が参加できると、健康維持、増進にも寄与できると思います。いかがなものでしょうか。どうぞ補助金等が出るようにしていただいたらうれしく思いますがお尋ねをいたします。

これをもちまして、1回目の質問を終わります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えしていきたいと思っております。

今回のスポーツトレーニングセンターの京都府の事業にかかわってですが、今回の施設整備につきましては、京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会の提言によりまして、京都府において予算計上いただいて、スポーツトレーニングセンターと、府内運動施設で唯一の宿泊機能を持つ施設ということで、丹波自然運動公園内に整備されるものであります。

新築されます施設につきましては、地下1階、地上2階建てで府内でも有数の木造建築として今年度から27年度にかけて整備される予定であると情報提供を受けております。

昨年度から本施設の設計内容や活用方法につきまして、京都府あるいは指定管理者である公園協力会とも協議を重ねておりまして、中高生のアスリートがトレーニングできる施設として、また一般の方も利用しやすい施設となるように、今後も継続して協議してまいりたいと考えております。

次に、府内産木材のことですけれど、現状としましては木材の確保についての方向性など、京都府において検討されている段階でありまして、府からも、町からも事業者への情報提供は行っておりません。この情報提供を行っていないということは、文書とかそういう意味で行っていないという意味で、大方の方はご存じなのではないかと思っております。ある京丹波森林組合等は、要望したらよいかというような問い合わせが私にありますので、ああ遠慮せんとしっかりと要望してもらったらいいですよとお答えしているところです。

また、本町といたしましても、町有等の公共建築物において京丹波町産木材及び京都府内産木材を利用した木造化、あるいは木質化等の推進を目指しているところであります。町有

林の活用についても、京都府と調整した上でしっかりと考えていきたいと考えております。

次に、所有権移転登記のことですけれど、瑞穂管内の4つの財産区から町への所有権移転登記が行われていない地番についてですが、いずれも分筆登記が必要となっております、分筆にはその土地に隣接する所有者の方々と立ち合い、境界確定し、地積測量図を添付する必要があります。この地積測量図を作成するのに莫大な経費、あるいは期間を要することから現在に至っているものであります。

次に、農水省との地上権設定のことですが、農林水産省の地上権設定が登記してある山林は昭和15年に官行造林契約が結ばれておりまして、平成20年2月にその期限を迎えたわけですが、この68年間の木材を取り巻く経済状況が著しく変化しておりまして、平成20年にはこの件に関して検討を行っていただいております。その時点で、木材を搬出するよりも契約を延長したほうが得策であるということで、地上権についても平成30年3月31日まで延長されたところだという認識でおります。

次に桧山財産区のことですが、大朴口塩谷の山林についてですが、瑞穂小学校改築の際に分筆されまして、残った登記簿の面積が18平方メートルということでございます。

町有林の保育ですが、合併以後の町有林の保育につきましては、合併前に立てられました下山木の谷の5年間にわたる森林整備の計画が3年間残っていたことから、平成17年から平成19年の3カ年で間伐を15ヘクタール実施しまして、費用については279万円となっております。

若狭舞鶴エクスプレス号のことですけれど、現在京都府北部地域と京都駅を結ぶ高速乗合バスが国道27号と9号、そして京都縦貫自動車道を利用して運行されております。バス事業者によりまして、縦貫道が全線開通すれば運行の目的から全て縦貫道を走行する予定であると聞いております。したがって、丹波自然運動公園前などを経由するルートの実現は、困難であると現状考えております。したがって、今後しっかりと要望活動をしていかななくてはならないというのが今の思いです。

次に、蒲生野交差点から和田交差点までの4車線化についてですが、これまでから国道9号整備促進期成同盟会として、福知山市とともに国土交通省に対しまして要望を行っております。丹波綾部道路の全線開通に伴いまして、大丹波連携による観光圏の拡大や企業誘致などを京丹波町の活性化に必要不可欠と考えておりますので、今後につきましても実現に向けて要望してまいりたいと考えております。こういうことについても、要望の先頭に立ってわかるんですが、たまに変わった担当者が来て、そんな必要はないと言うときには、ちょっと控えていないと面と向かって、いや必要ないわと言ってみたところで仕方ないので、いろん

な政治状況もあると思います。しっかりした政治家がついてくれたら、こういうことも早く実現するのではないかと思ったり、そういうことも含めてこれからもしっかりとした要望活動、そして実現に向けて頑張っていきたいというのが私の思いでございます。

町道大朴橋爪線についてですが、60メートルの未改良区間を残しております。支障埋設管の協議がまとまりましたので、今後は早期工事着手に向けて関係機関と調整を図っていくことといたしております。

健康づくりですが、京丹波町病院での検査は代表的なもので血液検査、検尿、あるいは検便検査、レントゲン検査、エコー検査、心電図検査、CT検査、眼底検査、肺活量検査、動脈硬化検査などを実施しております。検査は各自の病気の状況、あるいは事故等でのけがの発生状況や入院か外来での検査なのかで検査内容は全て異なってまいります。したがって、検査結果が早く出るものもあれば、日数を要しないと出ないものがあります。通常は、全て結果がそろった時点で、医師が総合判断をしてお伝えすることになっておりまして、患者さん本人の状況やご家族の状況を見はかりながら、医師の判断によりお伝えしております。本件は、医師の判断に委ねられる部分なので、なかなかルール化できることでもありませんが、患者さんができるだけ納得していただけるよう説明をいただくように、医師に対しましてお願いと指導してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

確かに、本町高齢化率が36%を超える町です。高齢者の健康の維持、増進は非常に重要な課題であります。各地区や団体において、グラウンドゴルフやゲートボール、ウォーキング等運動を通じた健康づくりに励んでいただいているところでございます。グラウンドゴルフ大会については、体育協会に加盟されておりますグラウンドゴルフ協会や老人クラブの主催により開催されているケースが多いんですが、和知グラウンドの使用料は特例により全額免除しております。また、老人クラブ主催の大会の場合は、公民館やグラウンド、体育館などの町有施設の使用料は半額免除とさせていただいておりますので、現在実施しております制度の中で今後とも健康の維持管理に努めていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） たくさんの質問をいたしまして申しわけないと思います。本当に、このトレーニングセンターにつきましては、京都府内産、京丹波町の材木をできるだけ使ってもらうように、またそれには事業主体が今もありましたが、森林組合さんとかあと3件ほど登録されているようでございますが、多くの建築業者にも参加していただきまして建築にも

参加できるように、早くからこの準備ができるように情報を流していただきたいと思うわけです。

それから、2点目の登記ができてない。もうおっしゃるとおり、隣接を測量するには相当な費用がかかるというので瑞穂町するときにもできなかった。昭和57年まででしたら文面だけでできたということをお聞きしておいたわけですが、今後こういうことがいつまでもおいておくわけにはいかないのではないだろうか。何とか実測ではなくても、今その山々には場所、場所のポイントにコン柱が埋められているようでございます。それはやっぱり町職員の皆さんや、また我々議員も確認して、奈良県においては毎年境界を1年に1回、役人さんが見て回っている、そんなところもございまして、山はほっておけばどんどん木が大きくなってわからなくなってしまふのが現実ではないかと思えます。個人山におきましてもそんなことから、特に町有林は特にそういう表示もして、前は表示もあったわけですが、やっぱりこれだけ年月がくれますと落ちてきているようでもあります。

また、先般も塩漬けの土地につきましても、町長の答弁では町管理の土地やからしっかり表示をするというふうなお話しもございましたので、山におきましても大変広いので難しいかもしれませんが、時代の人、山をわかる人がいなくなる。今も町有林を案内してくれる人がほとんどないわけです。75歳の方がいらっしゃるので、その人を頼りに1回案内してやと言ってお願いしているんですけども、そういう機会を議会でもつくっていただけらなと思っておりますので、その辺もご協力賜りたいと思えます。

それから、その瑞穂町財産区が300町歩抛出したんですけども、その後今も話を聞きますと下山のほうの木谷、そこに3年間通じて投資されて、手入れされているようでございますが、木というものはやっぱり手入れをしなくては価値がなくなってしまいますので、苦しいですけどもこれはどうぞ予算化してもらって続けて管理をしていただきたいと思えます。

いろんなことを言いましたし、もう一つ、今もご答弁いただいた中でエクスプレス京都号、これは本当に高速バスでございまして、普通は高速道路を目的地に向かって走っていくのが当たり前だと思いますが、やはりこれは幸いおりの丹波のインターチェンジもあり、また瑞穂の和田にもインターチェンジができますので、そこをすっといく。今、丹波から和知まで走っているわけですからそれに比べると短いし走りやすいと思えますので、ぜひとも京都府と協力して、今そういう運動をしておろさなければもう上を走りかけたら恐らくおりないと思えます。これもう自然公園にもたくさんの方が来てもらえますし、そういうためにも1枚も2枚も脱いで頑張りたいと思えますし、議会としてもそういう運動をしたら

いいんじゃないかと思ってますので、その点について最後に一言お願いしたいと思います。

あと、町道につきましても、今そういうふうに早期完了の話ができたようでございますので、期待しておりますので一日も早い着工をお願いいたし、2、3答弁いただいたらうれしいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 若狭舞鶴エクスプレス京都号ですけれど、これ普通で行きますと、実を言いますと山下議員と個人的にも話ししたんですが、私はそのとき申し上げたのが今工事中でね、それで停留所、バスストップ、あるいはガソリンスタンド等つけたらどうやというような話があるありましてね、全てよいことなんですね。ところが、順調に工事は進んでますとって言い切ったんですが、そういうことを今言いかけると、いわゆる京都縦貫自動車道の平成26年度中の工事が非常に困難になるということで、言葉では言ってるんですが要望書まで出して要望してないというようなこと、皆さんにご理解いただきたいと思いません。

そうかといって、ガソリンスタンドにしても、バスストップにしましても、あるいは今ご提案いただいているようないわゆる市森からおりて、そしてせめて和田の今度できるインターチェンジまで走ってもらって、その間京丹波町内を1カ所でも、2カ所でも停まってほしいというこうした要望については、引き続いて粘り強く要望活動をしていきたいと考えているということを申し上げております。

それと、町有林についてですね。本当にできることなら、隣接地権者の同意を得ることでもなかつても、大方ご存じの方、今いらっしゃるうちにいろいろできるだけ境界をそれなりにして、叱られたらまた控えたらよいことなので、とにかくそういう形ででも境界をお互いを知っておくと。ひょっとしたら、相手方なんか全く境界知っておられない人もいらっしゃると思うんですね。そういう点で、町有林をしっかり守るということで、仮にご提案いただいたら日当を出させてもらうとか、お礼を出させてもらうとかいうことで、そうしたことを一つずつ積み重ねていくということが、今の時期本当に大事だという認識でおります。ぜひそういうことでご相談してもらったり、あるいは指導していただいたら行政もしっかりと対応したいとそういう思いであることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山下君。

○5番（山下靖夫君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで山下靖夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたしますが、10時25分まで。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成26年第2回定例議会におきまして通告書に従い、次の3点について一般質問をさせていただきます。

5月15日、医療介護総合法案が短期間の審議で、自民公明の賛成多数で衆議院を通過し、2日の参議院本会議で審議に入りました。この法案は社会保障を本人と家族の責任にしようとするもので、国民の生存権と社会保障を充実させる国の責任を明記した憲法25条を否定するものであります。

医療では、診療報酬の改定とあわせて、高度急性期の病床を減らし、患者を在宅医療や在宅介護に誘導するものであります。介護では、要支援1、2の認定者に対する訪問介護とデイサービスを介護保険給付から外すこと、そして、特養ホームの入所対象者を原則要介護度3以上にすることです。そしてまた、一定の所得のある人の利用料を引き上げるなど盛り込まれております。

こうした介護保険の見直しについて、町長にお尋ねをいたします。

一つには、要支援の1、2とした認定者に対し、訪問介護とデイサービスを保険給付から外し、ボランティアなどが担う市町村の事業に移すとしておりますが、現在要支援と認定されている本町での人数は何人でしょうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在要支援と認定されておられますのは要支援1が69名、要支援2が142名でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、新聞等でも大きな問題となっております初期の認知症の対応であります。京都府は認知症の身近な相談窓口として、介護施設などに開設している認知症安心サポート相談窓口を20カ所増やして、計30カ所に拡大すると新聞にも載っております。府内には、認知症の高齢者が9万人いるとみられ、今後認知症になるであろうという予備軍も含めると人口の6%に当たる約17万人に達すると推計が発表されておりました。

この認知症というものは、見た目には本当にわかり辛いものであります。その日その日によって、日がわりみたいにしてころころと言うことが変わっておりますので、本当に専門の方でないとなかなか難しいと思います。家族にとっても、もちろん本人にとってもそうですけれども、家族にとってもこうした専門職からのケアを受けることによって、やはり大分認知症に対する対応の仕方も変わってくると思います。

今、政府のほうでこうしたボランティアのほうに自治体に任せるということになるのでは、物すごく保険の給付で専門職のケアを受けるということは、本人さんももちろんですけど、先ほど言いました家族にとっても安心であることから、やはりボランティアと自治体で任せられるということはとても認知症の方にとっても、もちろん大変だと思いますし、こうした受け皿となる自治体、このことを認知症の初期の場合は、やはり要支援とか要支援の方が多くみられると思うんですけれども、この受け皿が自治体にされた場合、町長、これまでどおりのサービスの提供ができると思われるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 認知症の方が増えられたら、今ご質問いただいている介護保険制度の中で大変困惑するというのか、これから本格的に具体的になれば検討することになると思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） これまでは介護保険制度の中で給付をいただきながら事業を実施してきたわけでありますが、やはりこうした給付が受けられなくなるということは当然事業主にとっては大変財源が大きくかわることです。町長は3月議会でね、同じような質問に対して東議員の答弁にはこれまでどおりのサービスを提供するとおっしゃっておられました。この答弁のように、やはりサービスを低下させることなく安心して、今の認知症ではないんですけど、初期の対応がとても大切であります。やはり、保険給付の中でしっかりと対応していただくということが必要かと思いますが、もし自治体のほうに移行された場合、3月議会でおっしゃったようにこれまでどおりのサービスを低下させないように提供すると言えますでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今は坂本議員から認知症にかかわっているいろいろご質問を受けているんですけれども、軽い認知症の方も含んでももちろん現時点では制度改正の詳細がまだ届いておりません。そんなことから、利用者がどのような困り事やニーズを抱えていらっしゃるか個別

に把握しまして、その解決のためにはこれまでどおりのサービスの提供が必要なのか、あるいは地域の取り組みを中心とした多様な担い手による多様なサービスをつくる必要があるのかなど新しい地域支援事業について地域ケア会議などで検討を重ねていき、法改正後の持続可能な保健医療、介護のあり方を検討してまいりたいと思います。今、3月議会等でご質問を受けて、答弁していることを変える考えはありません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） このまま参議院を通過していけば、来年平成27年度の4月からというふうには言われておりますので、やはり今町長が給付、これが自治体に移行しても今までどおりのサービスの提供をしたいと、大変心強い返事をいただきましたのでぜひそのとおりにしていただきたいと思っておりますと同時に、今回こうして自治体が受け皿となった場合、財源はもちろんでありますが、人材が必要となります。それにかかわる方も大変こうして認知症なり、そして要支援1、2となる方が増えてくる傾向もあることから、やはり人材確保ということは大変大事じゃないかと思っておりますけれども、そういったことの考えはどうなのか。十分今後の人材の対応というものはどう考えておられるのか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本的に必要な介護人材についてはしっかりと対応したいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 対応したいということは、今までどおり、今のところ事業所とかそれぞれのNPOとかの事業所を通じてされているわけですが、この訪問介護とか、デイはね。今までどおりのそういった事業所との提携をしながらやっていきたいということであるのかどうか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことも含んでね、京丹波町でのそういう困り事とかいうような表現もしてるぐらいに基礎自治体としてしっかり対応すると理解してもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） こうした事業所とそれぞれ対応しながらということではありますが、今の総合法案のモデル事業として行っている自治体があるんですけども、その自治体ではやはりこうした報酬の単価を下げて事業所に提示をしているということが出てきてるんですね。やはりそこまでしないとなかなか事業主である自治体にもお金がなくなった場合、そう

せざるを得ないというのが現実に出てきておりますが、そのことによってますます今人材が必要であります。単価を下げればなかなか介護に携わる職員さんも確保ができるのかどうか難しい部分と、また事業所も成り立っていかないのではないかと思いますけれども、そういった場合はもちろん今までどおりのそういった報酬を下げるというようなことも考えていないのかどうか。実際まだ来年の4月からと予定ではなっておりますけど、やはりきちっとそういったことも見据えて考えていかないと、急にできるものではないのでね。町長としてのこうしたいというお考えがあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 申し上げているのは、坂本議員がおっしゃっていることも含んで基礎自治体としてしっかりと現状を維持するということです。

ちょっと次の質問なんかに出てきますけれど、所得の多い人に負担を求めるといような方向に来ているわけですが、私はこういうことについては大賛成なんです。今まで余裕があるのに、同じ負担金でこういう制度をしてっておかしいなと思って、年齢的なことばかり言ってるし。そんなこともちょっと言って、そういう収入が増えることも賛成して、そしてこの制度をしっかりと守るということを申し上げております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今町長は、私が3つ目に質問しようという一定所得に対する2割の負担にあわせて答弁をいただいたと思うんですけれども、2つには特別養護施設の入所対象者を要介護度1から原則要介護3以上に限定すると、このことも入っております。特例としてやむを得ない事情がある場合は、要介護1、2の方でも入所できると修正案が、やはり強い反対の意見を受けて出されてきました。

こうした本町での対象者の状況と影響は、どう見ているのかお伺いしたいと思います。今、特養ホームに入れずに待機している方が52万人と言われております。現に病院での治療はなくなったんですけれども、やはり自宅で老老介護をするということが難しい、現実に私も知っております。なかなか病院から出ることができないと、病院のほうはやっぱり診療報酬が、診療がなかったら入らないので、もちろん出て行ってほしいと。しかし、ずっと近隣探しているんですけれどもどこも満杯といった状況になっているんです、今。

それで、第一生命の経済研究所のアンケート調査によれば、自宅でひとり暮らしの65歳以上の高齢者を対象にアンケート調査をされたんですけれども、将来介護を受けるような状態になったときのため、どのような準備をしているのか。そういった問いに対して、何も準

備をしていない48%、預貯金をするが30.6%であります。また、身体が弱った場合に介護を受けたい場所という問いに対して、施設などが40.1%とトップであります。

今、要介護の1と2を施設から追い出そうとしておりますが、これは多くの高齢者が待機者にもなれず、放置をされることになり兼ねないと考えますが、今度7月から高原荘も建ちます。しかし高原荘も今もう満杯であります。なかなかこういった身近であっても、老老介護もそうですけれども、もしこれが在宅介護となればお家で誰かが見なくてはならない場合、仕事をやめなければならないと、離職をしなければならないといったことも多く出てきております。こういった施設の追い出しについて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の追い出しというのはちょっと一緒ですとはよう言えないんですけど、介護3、4、5を中心に、1、2を追い出すというかそういうことになるのかどうか知らないんですけど、ごく普通の考え方ですね、重い人を特養に入ってもらおうということが。そういうことで1、2がしばらくの間というのか待ってもらう、あるいは遠慮してもらおうということなんだと思います。

特別養護老人ホームへの入所が必要かどうかの判断は、ご本人の要介護度だけではなく、本人を取り巻く家族の介護状況、あるいは住まいの問題、経済的な状況など緊急性を含めまして多方面から検討することが重要であると考えております。通常の在宅サービスのケアプランでの対応が困難な事例に対しては、これまでと同様に必要に応じて京丹波町高齢者を守るネットワーク協議会や関係者会議を開催しまして、特例としての判断をした上で施設との調整を図り対応してまいりたいと考えていますので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 調整して安心してほしい、調整したいということでありますが、今京丹波町におきまして、施設待ちの方というのはどのぐらいおられるのか、把握もしされておられたらお願いしたいのと、やはり今言いました老老介護によりまして施設に入られたとしても、遠くの施設に入られた場合、もし近隣になくて。本当に見にもいけないといった声も聞いているんですよ。交通の関係もありますし、もちろん車ばかり乗れる方もいないわけですから。やはり一番の希望は、この京丹波町内で安心して施設に入りたいなということではないかと思うんですよ。そういった点、今町長は調整して安心していただくと、大変心強い答弁をいただきましたが、今現在待機されている方はどのぐらいか、もし今わかるようでありましたらお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ちょっと直近の状況でなくて申しわけございませんが、3月末では町内の方で128人という状況かと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 3月末で128人ということでびっくりしておりますが。

次三つ目に、先ほど町長が所得のことに関して答弁をいただいたんですけども、これは一定以上の所得がある場合、利用料を2割に引き上げるというものでありまして、これまで介護保険の制度がスタートして以来、定率1割の利用料の負担が維持をされてきました。町長は、お金のある方はやはりそれなりの利用料を払っていただいてという答弁やったかと思っておりますけれども、今回の一定以上の所得として対象にされているのは、所得金額が160万円以上、その中で単身とか、年金収入のみなら280万円以上といった層が対象となっております。こういった方の本町での対象となる件数はどれぐらいあるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年8月1日から合計所得金額が160万円以上の被保険者の方の介護サービス利用者負担を2割負担に引き上げることとされておりますが、本町の状況につきましては平成25年度賦課台帳をもとに算出しましたところ、平成26年5月26日現在での介護サービス受給者のうち53人の方が2割負担の対象となると考えられます。

しかしながら、利用者負担につきましては月額負担限度額が設けられているため、引き上げ対象となる全員の負担が2倍になるものではないと考えております。

残余は担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ただいま町長答弁ございましたように、現時点での対象者数でございますので、今後の賦課の状況によってもまた変わってまいると考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今対象、一応今のところ53人ということで答弁をいただきました。

冒頭にも、私言いましたが、今審議が参議院のほうでされております。3日の参院厚生労働委員会で、我が党の小池晃議員が介護保険サービスの利用料2割に引き上げる年金収入を280万円以上の人について、お金が余っていて負担能力があるという根拠を示すデータが間違っていると質問をいたしました。そういった質問の指摘に対して、田村厚労大臣は答えることができず、委員会が一時中断をいたしました。今この場では答えが出ませんので勘弁してくださいといったようなことでありましたが、このことから見ても、やはり数字というものが本当にこれが正しいものなのかどうかということも疑いたくなるんですね。やはり

国民の生活の実態を、実態とかけ離れた見直しであると言えるのではないのでしょうか。

介護保険制度の目的は、家族の負担軽減をするためにできた制度です。そのために保険料を納めているのであります。介護保険料の見直しが強行されれば、利用者はもちろん家族や介護現場にどのような影響が生じると思われるのか、今のところの町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年4月1日を施行日として、低所得者層の介護保険料の軽減割合の拡大も予定されていることから、所得に応じた一定の負担を求めつつ低所得者層にも配慮した改正内容となっておりますので、持続可能な介護保険制度の確立のためには必要な見直しであると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 必要な改定であるということではありますが、これまでも消費税3%導入したときも、また5%に引き上げたときも、福祉に使うとして引き上げがされました。また、今回も安倍政権は消費税増税による増税分は全て社会保障の充実に充てるということから、4月から皆国民の方も渋々消費税増税8%引き上げられることに承諾をさせられたんではないかと、私は思います。

しかし、今消費税の増税分、約5兆円と言われておりますが、その中を見ますと社会保障の充実に4,962億円、9.9%です。その内訳としては、医療制度に1,849億円、介護保険に43億円、公的年金に10億円と。そして、公共事業の関係に12.9%増となっております。防衛関係費は2,8%増となっております。この安倍政権がおっしゃったように、この消費税を全額社会保障に充当するというのが、このことから見ても、これ見たら9.9%ということは1割、5兆円の中の5,000億円ほどなんでね。このことを見ても、4月からのこういった消費税増税分を社会保障の充実のためにという政府の言い分は、本当にでたらめやないかと、私はそう思います。

町長は消費税を導入するときに賛成であるとおっしゃいました。社会保障の充実と言えるのかどうか。これを見ましても町長の見解を伺うとともに、やはり国に対して見直しをするのであれば、いつも言うておりますが実態に合った制度にするように声を上げていくべきではないかと思えます。その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今平成26年度予算、執行中だと思います。賛成する、結構だという

のは賛成します。消費税3%アップをそれは社会保障に充当するというので賛成したんであって平成26年度執行中ですので、途中で幾らって金額を示されても、私わかりませんので、そのように理解してもらったらうれしいですけど。必ず5兆、5,000億円ほど社会保障に充当されるんだと信じております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 国民もそのように思って渋々この8%を承諾したんじゃないかと思いますが、やはりこれ、ふたを開けてみれば4月になって消費税を上げた途端にこういうふうに出してくるわけですからね。これまでもそうやったと思うんですよね。やはり、そういったやり方がもうちょっとしっかりと見ていただきたいと思います。

2点目には環境問題について、町長にお伺いいたします。

まだ6月初旬だというのに、30度を超える真夏日が続き、全国あちこちで熱中症にかかる方が昨年の同時期に比べて7倍であると報道もされておりました。このままでは、今世紀末までに気温上昇は最大で4.8度、海面上昇は82センチメートルと予測が出されております。最高気温の更新や経験したことのない集中豪雨の多発、台風の猛威など温暖化による現象が起きております。

こうしたことから温暖化への対策が差し迫った問題であると思います。大量生産、大量消費、大量破棄、また24時間型社会などのエネルギー消費社会の抜本的な見直しが必要です。そこで町長にお伺いをいたします。一つには、本町においても空き地のあちらこちらに太陽光発電のパネル設置が多く見られます。住宅用太陽光発電設置に対して、本町は平成22年4月1日から補助制度を設けられ多くの方が活用されておりますが、区や団体等にそういった取り組みにも支援を広げる考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町においては、平成22年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助金を創設しまして、平成25年度末で補助金交付件数158件、最大出力合計732.55キロワットとなったところでございます。国の補助がなくなった平成26年度においても、地球温暖化防止に向けて町民の意識高揚を図ることを目的として設置補助金600万円を当初予算に計上させていただきました。1件につき1キロワット当たり3万円、最大12万円の補助を行っているところでございます。

この補助率は、近隣市町でも高い水準であると認識しております。本町における地球温暖化防止に向けての役割は果たしてきていると考えております。今後におきましても、個人へ

の補助を継続して行い、団体等への補助については町内で太陽光発電システムの設置を計画されている団体等を調査するなど検討してまいりたいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今町長が言っていただきましたように、大変役割も果たしているということでありました。私、以前にも質問いたしまして、国のほうでも農山漁村に存在する再生可能なエネルギーを地域資源として活用し、農山漁村の活力の向上を図るために昨年農山漁村再生可能エネルギー法を成立いたしました。設置主体は企業が多く、地域の取り組みの事例は少ないと新聞等に載っておりましたが、法律でも市町村の役割が示されておりますように、やはり町が主体となって取り組むべきではないかと思えます。申請を待つのではなくして、やはりこういう呼びかけを、町としてもこういった団体と、そしてそれぞれの区なりそういったところが取り組めば、こういった補助をしますよとかいったそういった申請待ちではなくして、呼びかけるというんですかね。そういったことも必要ではないかと思うわけなんです。

そういった場合、やはり地元業者に限定してすることも大事やと思えます。仕事起こしと雇用にもつながると思えますので。そういった考え方はどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常によい提言なんですけれど、法律の上ではどこでも発電して買い取ってもらえるように実際なってますけれど、関西電力の場合ですと線がそこにはないとかいって、なかなか難しい問題もあるので、やっぱり区なんかはされるときには積極的に行政一体になっていろんなことお手伝いしたいですけど、団体ということになって、そしてやったらどうですかって言って、実際はそういう問題が起きて挫折するというようなことに行政として非常に加担しにくいというのが私の率直な今の思いです。よいことだとは思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） なかなか取り組む相手方もいろんな方があるわけでありまして、今町長おっしゃいました区の公民館の電気代がそれで賄えるとかいったことからしても、そういった区からでも結構ですので呼びかけると、前に進んでいただきたいと思えます。

二つには、ごみの削減についてお伺いしたいと思います。

ごみを減らすために買い物袋の持参の呼びかけやコンポスト、電気の処理機などの生ごみを堆肥化するための購入助成金の実施がされておりますが、なかなかコンポストでもあれな

んですけど、小動物が掘り返したり、そして電気の処理機で乾燥させてしても、やはりにおいが残るんですよね。そんなのでまき散らしたりするというのが現実なんです。それで、学校や家庭から出る残飯、そして調理くず、こういったものを回収してリサイクル堆肥として農家に提供し、学校給食の主に使う野菜をリサイクル堆肥で栽培をして給食に利用するといったことも、子どもたちにとってはリサイクル堆肥で栽培した食べ物を食べるだけじゃなくして、こういった地産地消の重要性についてもありますし、リサイクルのことに關しても学べるかと思うんです。

先進事例で、札幌市のほうでこういった取り組みをされているところがあります。やはり、自宅から出る家庭ごみ、そして給食から出される調理くずとかそういったものを集めて、そして堆肥にする。そしてそれを農家に協力していただいて、農家で給食に使う食材をつくっていただくといったことの取り組みをされて、交流をしているところもありました。

そして、もう一つは宮崎県の綾町というところの取り組みも、やはり事務局から出していたんですけれども、自然生態系農業の土づくりとして、こういうシステムをつくっておられるんですよね、ぐるっと家庭から出たごみを、そして酪農家から出た堆肥、そういったものを集めてセンターで堆肥にしてそれを農家に出して、それを道の駅なんかで物すごく野菜に付加価値がついて収入が何億ってあるといったことも聞いております。

やはり、そういった先進事例を、今回町長も道の駅で頑張りたいと皆さんに呼びかけておられますので、そういった堆肥、せつかく京丹波においては酪農家の堆肥もあります。それで、瑞穂農林のしめじのおがこも大変あれも発酵するので、よい堆肥ができると思うんですよね。そういったことを利用して、やはり付加価値のある野菜づくりを進めるということも、この京丹波町の名前を知らしめるためにも取り組むことも一つではないかと、私は思いますけれどもどうでしょうか。その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町においても、資源の有効利用を図るために生ごみ堆肥化処理機器の購入助成を行っておりますが、生ごみの資源化を促進することはごみの減量化だけではなく、エネルギー利用や堆肥化によって循環型社会を形成する有効な方法となり得ると認識いたしております。

生ごみの分別の仕方や収集方法などさまざまな課題も考えられますので、船井郡衛生管理組合、あるいは南丹市と連携しまして生ごみ資源化に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今もおっしゃったように、研究をしていただいてぜひ京丹波町でもそういった付加価値のある土づくりをして、農産物を提供していただけたらと、そのことをお願いしておきます。

最後に、町道林道の管理についてお伺いたします。

現在、区の申請により碎石など道路管理のためにいただきながら、それぞれの区において道づくりとして住民の方が出役をし作業をしておりますが、近年高齢化が進むことにより出役する方も減少し、少ない人数での作業となり厳しいのが現状であります。町としても、何らかの対策が必要と考えますが、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに里道とか、町道認定されてないあらゆる道路について、ご近所の方がいろいろボランティアで整備していただいておりますこと、承知しております。そういうことについては、お礼を申し上げたいんですが、何かあればそのことを実施してもらうに当たって、今後何かあれば保険を掛けてほしいとか、お茶を出してほしいとか具体的にそういう相談があれば、きちっと対応していきたいなど、そんな思いであることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 何かあればというのに、やはり高齢化によりまして参加する人数が本当に少なくなっているんです。私の区においても、慣例でそれぞれの区でもいろいろあるかと思うんですけれども、ひとり暮らしの方、お年寄りの方、これまでから行けなかったら不参金を出してしてたんですよね。不参金で誰かを出していただけるという方はこれまでもありました。今、その不参金を出してでも人がいないんですよ。これまでずっと奥のほうまで、それぞれの組で分かれて整備をしておりました。しかし、今現実的に昔は1キロだったら1キロ整備ができたものが、今はもう半分ぐらいしか整備ができないという状況になっているんです、実際に。

だから、その辺をお金というよりも人がないものですから、こういった町道の整備というものを抜本的な対策を考えてもらわないといけないのではないかと思うんです。

それとあわせて、質問にしております水道管敷設されている町道もあります。そういったところの件数もお伺いしているんですけれども、水道管が敷設されているのに舗装されていない町道というのはどのぐらいあるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よくわかりました。これは、川刈りなんかのときに町長と語るつどいなんかできちっとお答えしていたんですけれど、余り無理のないように、この町にかかわった施設のボランティアで人手が足りないとか、出られないということについて、不参金を取ってもらうということはよくない、不参金はぜひ徴収しないでほしいということをはっきりと申し上げております。あるいは、好意でそうした作業に当たってもらってるわけですから、できる範囲でもしてもらって、できなかった部分はできなかったということで、私はできなかったと言ってもらったらそれで結構です。

もう一つお答えしておきます。

本町における水道本管、いわゆる口径50ミリ以上のことですが、全延長は496キロメートルになっております。そのうち、町道林道、あるいは里道の敷設件数としては把握していませんが、町道が約315キロメートル、林道が約10キロメートル、里道その他の私有地もちょっと含んだりしますが約101キロメートルあります。管理については、関係道路の管理者及び地元関係者により維持管理されているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それぞれ、その不参金に関しては、それぞれの区によってあるわけであって、どこもそうしているわけではないということをお願いしたいと思いますが、しかし、今できる範囲でおっしゃいます。しかし、できる範囲でそのままにしてたら、もう本当にあらわれて、車が、町道でもそんなところがあるんですけど、選んで走らないとあかんですよ。でないと、脱輪しそうな感じなんです。それが、町道のところもあるんですよ。

だから、私は一気にはいかないんですけども、特にこういった水道管が敷せてある町道、そういったところの舗装をしていただきたいというのが私の思いなんです。できなかったらそこまでおっしゃっても、そこを利用しているのはそれぞれ地元の住民であります。住民が通りづらい、田んぼ行きづらい、山行きづらいのにはほっておいたら、自分らの整備ができてないからそうなるんだというふうなことはおかしいので、やはり町が責任を持って年次的に、今年度はここまで何百メートル、何百メートルというふうにやはり計画を立てていただいて、舗装をしていただきたいと思います。再度、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町がきちっと管理すべき道路については、今ご質問いただいたとおり管理していきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） これで質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで坂本美智代君の一般質問を終わります。

若干早いようではありますが、暫時休憩といたします。午後は、1時から。

休憩 午前11時10分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、山田均君の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田均君） ただいまから、平成26年第2回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

今、集团的自衛権行使を解釈改憲で強行しようとする安倍内閣への批判が広がっています。あわせて、原発の再稼働や輸出に向けて安全委員会の委員長の交代、国の形を変えてしまうTPP参加に向けて重要5品目を正規とする公約も反故にしようとしています。消費税を平成27年10月から10%に増税することとあわせて、法人税の引き下げ、労働者の労働時間無制限の法改正、介護保険では要支援1、2は市町村の責任にして、施設の入所も制限し金の切れ目が命の切れ目にするなど弱者切り捨てを安倍内閣は強行しようとしています。

安倍内閣は、国民の暮らしや命を守ることも、アメリカ、財界の言いなりの政治を一層進めようとしています。町民が生活不安、将来不安を持つ中で、その防波堤となる町政が今求められています。こうした立場から日本共産党の山田均は、次の5点についてお尋ねをいたします。

第1点目に集团的自衛権の行使についてお尋ねをいたします。

安倍首相は5月15日に記者会見をして、集团的自衛権について説明を行いました。安倍首相の私的な諮問機関で、集团的自衛権行使賛成派の14人で構成された安保厚生懇の報告を受けて行ったのは、国際情勢が緊迫してきた、国民の命を守るため、こう言って集团的自衛権行使の必要性を説明しましたが、海外で武力行使はできない、集团的自衛権行使はできないという憲法の基本的な解釈を一内閣の判断で180度変えること、これが可能となれば、どんな憲法があっても解釈次第で自分の思う政治ができることになってしまうと、憲法の専門家は指摘をしています。また、立憲主義とは主権者である国民が憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っています。

元防衛庁幹部で新潟県加茂市長は、集团的自衛権の本質は一つです。アメリカが第三国か

ら攻撃を受ければ、日本はその三国から攻撃を受けていないにもかかわらずその国との戦争に参加をする、それだけです。幾ら日本が限定的ですからといったところで、相手国に通用するはずもない。一旦攻めれば全面戦争を覚悟しなければなりません。それは、軍事の常識です。平和憲法のもとで、祖国防衛中心の政策に立ち返るべきと指摘し、憲法の解釈を変えたら、アメリカが海外派兵を日本に要求してきたとき断ることができなくなる。派兵された隊員に多数の死者が出て、自衛隊に入る人がほとんどなくなると徴兵制を敷かざるを得なくなると危惧をされ、解釈改憲に反対を表明されています。

解釈改憲による集団的自衛権行使容認のこの動きについて、町民の代表である町長としても見解をはっきり表明すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 集団的自衛権に関する憲法解釈の問題につきましては、我が国の国益と全国民の安全を左右する外交、国家安全保障のあり方を問う問題でありまして、国民的議論の醸成と十分な検証の上、国家100年の大計とするべくコンセンサスを得るべきだと考えております。まずは、国政の場においてしっかりと議論を尽くされるべきだと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 首相の記者会見の後の世論調査でも、憲法解釈の変更で集団的自衛権行使に反対というのは50%を超えております。創価学会もこれまで積み上げられてきた憲法9条についての政府見解を支持すると発表しました。二度と銃は持たないというのが守るべき日本の立場と指摘する加藤紘一自民党元幹事長、この考え方が当然だと考えますが、今国会でという話もありました。国会で決めるということになれば、自民党が300議席を持つ国会でありますので、安倍首相の解釈改憲、これを認めていくということになると思いますが、本当にもっとしっかり声を上げるべきだと思いますが、改めて町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、憲法の解釈変更で集団的自衛権が行使できるということを容認しているんじゃないしに、こういうことをしたいんなら憲法を改憲すべきだという考えでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 次に、ハイウェイテラス・京たんばの運営についてお尋ねをいたします。

仮称ハイウェイテラス・京たんばは、道の駅「京丹波 味夢の里」と認定をされ、正式名称となりました。施設の建設に向けた工事も目前に迫ってこようとしておりますが、期待もあり施設の中心となる地元農産物などの販売をするため、農産物等出荷者協議会、この説明会の案内チラシも新聞折り込みされました。具体的にはどのような組織になるのか、運営はどこが行うのか。現在運営されております道の駅「瑞穂の里・さらびき」だとか、道の駅「和」などで組織をされた農作物等販売部会、ふれあい朝市の会などのこの違い、また特徴というのはどう違いがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道の駅「京丹波 味夢の里」農産物等出荷者協議会ですが、京丹波町の特色を生かした農林水産物及び加工品等の安定供給と生産技術の向上、並びに地域振興に寄与することを目的に設立されるものであります。三つの道の駅にある農産物等販売部会では、会員さんはおおむねその旧町の住民が中心となっていっております。本協議会では、京丹波町内全域の個人、法人並びに加工グループを対象としております。さらには、町外の方も会員になることができます。現在事業者が中心となって設立準備を進めており、6月16日から三日間説明会が予定されております。出荷者協議会の詳細についてですが、会員を募り、今後の設立会議で決定されることとなっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 会費、入会金というのは載っておりませんでしたけども、町内、町外、団体というのは幾らになるということになるのかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 現在、案でございすけれども、一般会員さんで個人になるわけですけれども入会金が5,000円、それから年会費が6,000円、それから、団体また法人の方で入会金が1万円、年会費が1万2,000円ということでございます。

また、その他の会員ということで、主に町外の生産者の方を想定しておりますけれども、個人で1万円、それから会費が6,000円、団体・法人で入会金が2万円、それから会費が1万2,000円ということでございます。これは、あくまでも現在の案ということですので、今後の設立総会におきまして提案をされて、承認をいただいて決定をするということになるかと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今会費については案ということでございましたが、出荷者協議会についても規約の案というのができておるようでございます。私もそれを見ておるわけでございますけども、特別会員という項目がございまして、京丹波町、ルーフゲート、商工会、観光協会、農協、森林組合、振興局の7団体と、会長が必要と認める団体として入会金も、会費も免除、しかし役員には選出できるようになっております。出荷者の自主的な組織というのではなく、制度を運営する会社が主導する出荷者協議会ということになるのかどうか、会社が主導する組織とこういうことなのかどうか、まず伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、全体的には管理、運営をしていただきますルーフゲート株式会社さんということになりますし、その中に農産物の販売を主たる組織として出荷者協議会を立ち上げるということでございます。したがって、双方連携をして運営に当たっていただくということで考えているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 連携はもう当然のことなんですけども、出荷者協議会というのは生産者、いわゆる出荷者の自主的な組織であるかどうかということをお尋ねしたので、これによると役員にそういう特別会員が選出できるということになっておりますから、会社、いわゆるルーフゲートが主導する組織ということで、全くそういう主導するということなのかどうか伺ったわけでございますので、改めてお尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 出荷者協議会の規定の案があるんだなと思っております。山田議員はそれを見てご質問のようですが、私の聞いたところでは、その案について全部一旦白紙に戻したというような話も聞いております。

何にしましても、出荷者協議会の設立会員、出席していただいているいろんな意見を述べてもらったらそうした意思が反映するのではないかというふうに、この場ではお答えしていく以外に方法はございませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 出荷者協議会の規約案が白紙に戻ったということでございますので、それに基づくお尋ねがどうかと思いますが、とりあえず私としては案を見ておったので、あわせて伺っておきたいと思うんですが、あわせて直売所の運営規定案というものもあるわけなんです。これ見ますと、運営はルーフゲートがやるわけでございますけども、この出荷者協

議会などの直売所の運営はサンダイコー株式会社が担い、運営に関する一切の責任を負うとなっております。販売価格も参考価格も運営会社が示すということで、出荷者が自主的に販売価格を決められない仕組みになっておるように思います。運営会社のルーフゲートがサンダイコーの株式会社に委託をして、販売所の運営は全てサンダイコーが取り仕切るということになっておるのかどうか、この運営規定案ではそうしておるわけでございますので伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設運営につきましては特別目的会社でありますルーフゲート株式会社と契約を当町は締結しているわけですが、その主体的な運営はサンダイコー株式会社に、また維持管理は近代ビル管理株式会社がルーフゲート株式会社から委託を受けて実施されることとなっております。

そこで、お尋ねの価格等についてまで出荷者協議会が関与するということのようにですが、そのことが果たしてそのようにいくかどうか、私はこの場ではちょっと答弁できないんです。ただ、よくご質問が既にありました京丹波ブランド等の認定については、出荷者協議会に権威を持たして、その認定をもって京丹波ブランド等今後そういう方向を出すことがいいんじゃないかというふうに答弁していたしましたので、今もそのことについては考えが変わりないことを申し上げておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 次に、目的会社といわゆる施設などの維持、管理と運営業務について契約をして、ルーフゲートを京丹波町が指定管理者としておるわけでございます。主体的な施設の運営というのはどこが行うということになるのか、改めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 主体的な運営、経営ということになると思えますサンダイコー株式会社ということになっているようです。維持管理は近代ビル管理株式会社と、ルーフゲート株式会社から両委託を受けて実施することになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 指定管理にかかわる条例では、指定管理者の指定を受けようとする施設の管理に関する事業計画書、そして規則で定める書類、こういうものを添付して、町長に提出しなければならないというようになっておりますが、その指定管理に伴う町は仕様書を出して、それに基づく施設に関する事業計画を提出するというようになっておりますが、こ

ういう書類というのはきちっと提出をされているのかどうか、改めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 指定管理を受けたいということで、必要な書類は完全にそろっているところでは。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 指定管理を受けたルーフゲートは、施設の利用にかかわって、今サンダイコー株式会社が運営を担うということでございましたけども、特産物の販売とかそういうものも全てサンダイコー株式会社が担うということなのか。いわゆる丹波地域開発が行っておりますマーケスのようなテナント方式ということもすると、そういう形態も自由にできるということなのかどうか、改めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波マーケスの中での地産地消事業を担っていらっしゃる朝市の出荷者の皆さん、あの方たちはテナント扱いです。このルーフゲートにおいても出荷者協議会の部分については、出荷者協議会の皆さんが決められて、そして運営されるということになると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 出荷者協議会とあわせて特産物の販売というのがどこの道の駅を見ても大きなウエートを占めているわけですね、販売にかかわって。この特産物の販売、町内にいろんな特産物もあるし、お土産物もあるわけでございますけども、お土産物ですね、そういうものはテナントで今度の施設に入って、いわゆるテナントということでやるということなのか。直接そういうものはルーフゲートから委託を受けたサンダイコーが行うということなのか、その点改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それは、生産者あるいは事業主が選択されることだと思います、私は。そうあるべきだと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） そういう答弁からしますと、運営はサンダイコーが行うけども、そこにいわゆる特産物、また土産物を売ろうとすれば、テナントとして入ってその業者が販売す

ることができる、そういう方法をとると、どういう方法をとるかわかりませんが、そういう方法もとれるということで、改めて確認をしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的な事例が示されてませんので、私も自分なりの頭で描いていることで答弁しているんですけど、お土産等、いわゆる特産物という表現なってますが、こういうものは京丹波マルシェと言われる地産地消側で販売されるんじゃないかと思います。どちらか申しますと、いつ行っても特産物ですから季節によってはないものがあるという意味ですけど、年がら年じゅういつもあるというようなものは普通の常設売り場で販売すべきだというふうな認識です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今度の活性化施設の先進事例として、朝来にありますまほろばなんかもよく上げられているわけですが、その売り上げ見ますと土産物が4割とか5割とかいうウエートを占めているんですね。土産物、農産物なんかは10%とか多くて2割とか、そういう状況が数字から出ているわけですが、そういうことからすると、全体のウエートを占めるのは土産物と、もちろんそこに加工品的な土産物というのが入るかもしれませんが、そういうものは運営するサンダイコーが直接仕入れて販売すると、こういう方法なのか、いやいや例えばほかの業者が入ってきて、テナント方式でものを売るとこういう方法を考えておられるのか、どちらの考え方なのかどうかあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細で非常に答弁しにくいんですが、少なくともよその業者が入ってくるスペースは、まずないと思います。仮に、あるとしたら嵐電の嵐山駅の前に新たにデパートの地下のような一つのコーナーがあります。そういうことが今後この施設の中に起こり得ることはあるかもわかりませんが、例えば南丹市の園部の誰々が来られて、そして商いをするとかいうようなことは想定まずしていないことだけは申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 業者選定の中で地域に貢献する事項というのを大きく評価をされたわけですね。事業運営の具体化が進む中で、町民一人ひとりが主役のコンセプト、具体的なものというのが言われて評価された中身なんです、町民一人ひとりが主役のコンセプトとい

うのは具体的にはどのようなことを示されておるのか、コンセプトというのを見ますと概念とか、新しい考え方となっておるんですけども、その点について伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業者は地域の活性化を最重要課題としてとらえ、積極的な地元企業の活用、あるいは地域社会への参画・推進を地域貢献として提案されております。

主な内容ですが、1点目、地元雇用です。あるいは、維持管理、運営について京丹波町在住者を最優先として雇用されます。2点目、地産地消の推進です。飲食施設では地元食材をカロリーベースで50%以上使用し、地場産野菜のおいしさや食の安全性が提供されることになっております。また、オリジナル商品や地域特産品の開発にも取り組まれることとなります。3点目です。地元企業、団体、農家との各種連携です。既存町内イベントのサテライト会場の設置や出荷者協議会の設立など地域住民、地元企業との各種連携に取り組まれることとなっております。

そのほかにも、京丹波町の魅力を伝える発信基地として着地型観光を促進し、新たな交流を生み出すための京丹波町コンシェルジュの常駐や観光マップの制作などに取り組まれることとなっております。コンシェルジュについては、町内一円のことを案内できるとか、あるいは町内での催しの案内とか、チケットや宿泊等の手配ができるというような意味でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） そういう総合評価で高い点を取られたわけですが、地域貢献、地元との融合、連携、町民一人ひとりが主役のそういうのが評価されたコンセプトということからいいまして、実際に今運営そのものをサンダイコー株式会社が受けてやるんだということで説明があったわけですが、18億2,500万円を投入する町の施設でございます。その点からいうと、ルーフゲートというのは指定管理の業者でありますし、契約の相手方ですのでここが責任を持つと。その一部分をもちろんサンダイコーがやるということはこれは当然あるかと思えますけども、全体はルーフゲートという会社がきちっと責任を持つということなのかどうか、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細をお尋ねで以上答弁してまいったんですが、京丹波町があくまで相手とする契約先は、特別目的会社でありますルーフゲート株式会社と理解してもらったら

結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） あわせて伺っておきたいのは、指定管理者であるルーフゲート株式会社は、今ありましたようにそこが責任を持つということでありますけども、今町民からの声があります。その一つ、最近まで丹波地域開発会社の職員であった方が、ルーフゲート株式会社にかわられたと聞いておったけども、いつの間にか京丹波町の嘱託職員に採用されて、商工観光課観光係として仕事をされておるとこういご指摘がありました。これ、私も調べてみましたら確かにそういう嘱託職員になっておられます。こんな不明朗な人事採用、公私混同ではないかという声もあるわけでございますけども、何のための採用なのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう事実はあると思います。公私混同という意味がちょっと理解できませんが、私も多分はんこついでるんだと思うんですけども。はんこついた意味は、よく出荷者協議会等の設立に精通しているというような意味合いから決裁したということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） いわゆる地域活性化施設、道の駅「味夢の里」というのは特別運営会社であるルーフゲートを指定管理者として指定しているわけですから、ルーフゲート株式会社が責任を持って準備をしていくと、もちろん今ありました出荷者協議会の準備もルーフゲートがやると。その準備状況の報告を受けて、町は協定書だとか、仕様書に基づいて進んでいるのかどうかと、こういうチェックをしていくというのが町政の指定管理をした立場ではないかと思うんですけども、よく協議会の取り組みを知っておられる、そういう方が嘱託職員として主導的にやると。これはそうではなしに、ルーフゲートが当然やらなくてはいけない仕事ではないんですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう考えもあろうと思います。私が言っているのは、公私混同とかいう意味ではなしにね、職員がこの人に手伝ってもらってもよろしいかと、平たく言ったらですよ、と言われて、なるほど、そういうことならその人がよく知っているので、それで採用してもいいよという決断をしたということをお願いしているんです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君）　そういう判断をしたということでございますけども、町民から見れば、どうなっているのかという疑問を抱くのは当たり前だと思うんですね。当然、ルーフゲートが責任を持つ部分と、町がそれに基づいてチェックをちゃんとするというのは、これは町の行政の立場ですのですね。それは、当然そういう専門家を選ぶとしても、できるだけそういうかわりのない方を選ぶとかそういうことをしっかりやらなければ、町民から見ればこの間まで丹波地域開発におられたと。ルーフゲートに行くんだと聞いてた人が町の嘱託職員として説明されておるといことになると、これは行政不信になると思うんですね。やっぱりそこから辺は町長として、やはり町長というのはあらゆる情報が集中するわけですし、あわせて大きな権限を持つ立場ですのですね。誰よりも町長が政治倫理遵守というのを一番強く求められる職種だと思うんですね。こういう立場をしっかりと堅持していただくということは私は必要だと思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　そういうご指摘があるとすれば、それはそうだなと今思うわけですけども、よく反対の意見も伺うわけですね。18億円以上投資するのに、意外と役場の担当者が、それは民間がすることやというて言っていると。私はそのときに職員に言ったのは、確かに指定管理するルーフゲート株式会社が責めを負うんだけど、18億円以上投資するのは京丹波町なので、やっぱり京丹波町が最終責任を持つという気持ちでこの事業に当たっていかないと、どこかに指定したからそこがやられるんですというような無責任なことでは困るというような趣旨の一環として、そういう精通した人がいるということで、たまたま私はその人の氏名と能力を知っておったわけですけど、担当職員からぜひ採用してもよいかということであれば、ごく自然に決裁するという面もあるということをご理解いただけたらうれしく思います。

以上です。

○議長（野口久之君）　山田君。

○14番（山田均君）　業者を指定したから業者にみんな任すということではなしに、もちろん18億2,500万円の税金を投入しておるわけですから、その責任の上においてしっかり指導したり、それはともに考えたり、それはしないといけない、これは当然だと思うんですね。しかし一線はしっかり引くということも忘れないでやらなければ、何やと一緒にやってくるになってるんじゃないかと、ぐるという言い方はおかしいかもしれませんが、一緒にやってどうなんだということは、これ住民不信を招くもとなのでそこはしっかりコントロール、線を引いてやるということだと思いますので強くその点は申し上げておきたいと

思います。

次に、3点目の農業振興対策についてお尋ねをいたします。

農政改革は、TPP環太平洋経済連携協定とともにアベノミクスの柱とされて、農地制度、農協、農業委員会制度のあり方を政府の規制改革会議で日本経済連や財界の意向に沿った農協組織の解体や農業委員の任命制など、農政の大転換に向けて提言骨子が出されました。

重大なのは、議論をしているメンバーの多くが、財界代表だとか、自由化論者で、農業者自らが生産にかかわることを基本にした農政のあり方を攻撃してきた人たちが占められ、営利企業が農地や農協が担ってきた分野に参入するための改革であることは明らかです。農協組織のあり方は組合の利益や要求から出発し、農村地域の住民の立場に立って議論をすべきです。企業や政治家の私欲に基づくべきではありません。強いもの勝ちの新自由主義と効率優先の社会が格差の拡大、集落、地方の崩壊をももたらせている、こういうことで、営利一辺倒ではない協同組合の役割が今こそ求められていると考えます。

こうした中で、中山間地域では高齢化とあわせて米価の下落、獣害被害など農地の荒廃が進んで、集落の維持が本当に難しくなっています。京丹波町の農業振興は何を中心に進めていくのか、合併したとはいえ人口が1万5,800人余りの小さな町だからできる独自の取り組みが必要と考えます。安心・安全な農産物の生産にきめ細かく取り組むべきと考えます。

その一つとして、町独自の有機栽培の認証制度をつくり、取り組むべきと考えます。京丹波町の農業振興の柱とするために、仮称有機活用農業振興条例を制定するお考えはないのかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有機農法で生産されました農作物は、安全・安心といった付加価値を高めることはできるわけですが、慣行栽培と比較しましてそれ以上の労力を要するとともに、収穫量が減収する可能性もありまして、それぞれの長所と短所が相反する関係にあると考えられることから、今後農業技術者会議等で検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 農産物の振興というのを見ますと、京野菜というのを前面に出して取り組んでおるわけですが、亀岡、南丹、京丹波の3市町ですね、京都丹波という形で京都府も強力に推し進めております。農業人口、栽培面積を見ても、亀岡、南丹が中心になっています。関係するイベントなどの行事も亀岡が中心になっています。

こういう中で、京丹波町のよさ、ほかとの違いをどこで出すのかと考えてみると、小さな町だからこそできる独自の取り組みが必要だと。消費者が求めるのは、少し高くても安心・安全な農産物、乳牛飼育頭数が府下最大であります京丹波町、牛ふんというのが大量にあるわけですから、これを生かして完熟した堆肥を生産して、町独自の有機栽培の認証制度をつくると。例えば、初年度は赤ちゃんのマークを圃場に立てる。3年目は小学生のマーク、5年目で中学生のマーク、7年で高校生のマーク、10年で大人のこういうマークを表示して、誰にでもわかるようにして京丹波町では町上げて取り組んでいるという取り組みをすべきではないかと思うわけですが、その点についての見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員、ずっとそのご提案いただいているんですが、私は町長としてそのことを阻害するものでも何でもない。してもらえるんだったらうんとしてほしいんです。

町とすると、そこで町で取り組むとしたら農業有識者会議等を開きまして、その意見を聞いて今後の方針を決めていきたいというふうにさっき答弁させてもらったんですけど、同じ答弁になります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 何遍も私この問題を取り上げておるわけでございまして、町長も大体同じような答弁をされておるんですが、いよいよそういう農業の情勢がTPPを初めとして、非常に急展開の状況を見てきておるわけでございまして、その中で本当に農作物をどのように売っていくかということは、町長、売ればものづくりは増えるということも言われるわけですが、売れる農産物、やっぱり安心・安全な農産物、本当にどうつくっていくかということになると、今収量の問題も言われましたけども、やはり一定そういう堆肥なんかを有機的な堆肥を入れてやれば、それなりの収量もあるし、病気にもなりにくいと。やっぱり化学肥料一辺倒では病気になりやすいわけでございますから。

今京丹波でやっております例えばほうれんそうなんかでも、完熟堆肥を入れてそれをもとにした生産をやっておるわけですから、そういう取り組みが大事だということと、町上げてそういうことをやるということに本当に消費者にアピールできると。誰が見てもこの町はいいなと、そういうまちづくりにもつながるんだと私は思うわけなんです。

その一つとして今認証制度みたいなのをつくってやっていくという具体的な、全国的にもそれをやっている例もあるわけでございます。いわゆる大きな町になるほどそういうことは

しにくいわけで、1万5,800人ぐらいの町であれば本当にできるんだと私は思います。もちろん、言われるようにいろんな委員会も含めて、農業団体が一致してやるというのがこれはもう当然だと思うんですけども、そういう取り組みの指導的な役割を町が音頭をとって、やろうやないかと呼びかけて進めていくと、声を上げていくということが今必要ではないかということでたびたび申し上げておるわけですが、実際に住民の方、農家の方からもどうだというような声も聞くようになってまいりました。

今、ハウスなんかでつくっておられる方は、園部から堆肥を購入されておまして、高齢になるとなかなかそこまで取りに行けないと。持ってきてもらうということになると、相当高くつくということを訴えられる方もございます。やはり、いつまでも栽培をしたいという思いに答えて思うとすれば、やっぱり京丹波の中でそういうものをつくっていく、完熟した堆肥を生産していくという取り組みもあわせて必要になるわけでございますので、これは酪農家だけに任しておくということではなしに、町がそういう方向を示して、そして施設の問題もありますので、そういう対策、取り組みが必要になってくるわけでございますので、今言って来年からすぐというわけにはいきませんが、その準備をしっかりとしながらそういうものに取り組んでいくと、こういうことが今大事だというふうに思いますので、改めてもう一度町長の見解を伺っておきたいとします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員が自分の思いを何回も言っている。そして町長も同じ答弁してというふうにお認めいただいた上ですけど、有機農法で生産された農産物、確かに競争対策としては非常に強力だと認識しています。なかなかやっぱりできないことをするということによって、地域間、あるいは地域での競争に打ち勝つということになるので、品質、あるいは価格等もしっかりと守っていけるということは私も理解しているところです。

ただ、それを行政、役場が中心になってやらないと生産者ではそこまで、君が言うようにやってくれる人があったらやってもらったらいいいということでは、一歩進まないよという今ご指摘をいただいたんですが、そういうことで、いわゆる生産者という方は一生懸命生産していらっしゃる方は、会議やら出られるのを物すごく嫌がられるんですね、何日に来てくれとか言っても。そのことでこういうことが実現しないので、出荷者協議会も一緒だったんですね。できるだけ有力な出荷者協議会の皆さんを会員になってもらおうと思ったら、いわゆる事務局が駆けずり回ってその人たちの意見を聴取して、そして10回に1回ぐらいの会議とすると。それ以外の9回は事務局が一生懸命お世話する以外に出荷者協議会というものは立ち上がらないよ等の指導を職員に対してしていたということから、ご指摘いただきまし

たけれど、この人を採用したいというようなことに結びつきましたと。今後は、十分に留意していきたいと思うんですが。

役場が、なるほど中心になってどこでも全国でテレビ取材を受けているようなところ、行政が大方中心になってそうしたことを立ち上げておりますけれど、京丹波町においては農業技術者会議等を開催して十分に検討して、ある面でいったら慎重に取り組んでまいりたいということです。決して否定しているものではないので申し添えておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 否定されているように思っておりません。ただ、組織を町が最後までしなさいということではなしに、例えばそういう関心のある方を集める会議の提案をまずして、集まった人たちを中心にまた広げていくとかいろいろな方法あると思うんですが、町が全ての中心になれという意味ではなしに、もちろん指導的な立場に立たないといけないわけでございますけども、そのきっかけづくりはやっぱり町がしなければ、個人の方が呼びかけてもなかなか信用されないとか、どういうものやとかいうこともありますので、そういう面で町がそういう関心のある方を呼びかけて会議をして、そこで責任者を決めてその方を中心に広げていくというような、それは当然そういう方向になろうと思うんですけど、そういうようなことの具体的な取り組みということを私は申し上げているので、ぜひそういうものを考えていただきたいという点を申し上げておきたいと思います。

次に、もう一つの農業振興対策の問題としては獣害対策の問題です。

最近の状況というのは、金網フェンスの設置も広がり、囲いのない地域、フェンスがあっても高さが低かったり弱い部分から侵入する被害も広がっております。また、最近サルが出てくるといふ被害も出ておまして、本当に対策に四苦八苦している状況でございます。

獣害の被害は全国的にも拡大をしておまして、政府も従来の鳥獣保護法に鳥獣の管理を加えて、生息数を適正な水準に減少させ、生息地を適正な範囲に縮小させるという方向を示しました。これによって駆除頭数も増えるということになると思いますが、京丹波町は府下でただ一つの京都府知事が指定する特別保護区というのがあります。幾ら捕獲をしても減らないということに対して、特別保護区で育ったシカやイノシシが周辺に広がっているのではないかと指摘をされる狩猟の専門家もおられます。この生息状況などの実態調査、これしっかりやって、その対策も行うべきではないかと考えますが見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 瑞穂町鳥獣保護区特別保護地区につきましては、瑞穂町の瑞穂町鳥獣

保護区と同様に平成16年11月1日に存続期間が更新されております。今年の10月31日に存続期間が終了することから、現在京都府において特別保護地区の位置づけが検討されております。特別保護地区は、鳥獣による被害の状況も踏まえまして、見直しを行ってもらうよう京都府に要請を行っております。実態調査については、捕獲個体等から特別保護区内に生息しているか等判断はできませんので、実態調査は難しいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今特別保護区の見直しの時期が本年10月31日に切れるということで、今特別保護区にかかわって京都府などが地元説明など行っておるといようなことも聞いておるわけでございますけども、そういう面では地元の方の話を聞いておりましても、もう保護区を返上したいという声も聞くわけでございますけども、解除するためには解除の理由書みたいなのを書いて提出しないとイケないということになっておりまして、その書類の作成等についても非常に四苦八苦していると、専門的ではないのでなかなか大変だということも聞いております。

町としても、集落に任すということではなしに、関係者の会議を持つとかそういう意見調整などもして援助すべきではないかと思っておりますので、その点考え方伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） その話は今初めて耳にしたんですが、何にしても町として地元が継続することに反対されているという反対の意思表示の書面は京都府に届けてます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 今届けておるといことでございますけども、今説明に来ておるといことで、京都府がその辺町がどこまでかかわっておられるかわかりませんが、状況もつかんでいただいて、解除とかそういうことの書類を出すことになると思っておりますので、その辺の援助もしてあげなければ、なかなか行政的に文書を出すということになりますと、非常に大変だということもございまして、その点ぜひそういう援助をしていただくということもすべきだという点も申し上げておきたいと思っておりますので、改めてその点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことを今お聞きしたわけですが、とにかく町長と語る

つどい等で、直接鳥獣特別保護地区についてはもうやめてくれという要望がありましたので、地元のもちろん意見を聞いてということで反対ですという意見書を出しておりますので。もし何かあればそれに追加して地元とよく協議して態度を表明していきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 次に、時間もありませんが、国保問題について1点だけ伺っておきたいと思います。

全国知事会と厚労省が国保の都道府県化の議論を進めて、この7月に中間取りまとめを行うという予定になっております。厚労省は平成27年の通常国会に改正法案を提出するスケジュールで進んでいます。国保の一元化、都道府県を単位とするものですが、加入者である町民にはどういうメリットがあるというように考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、国保制度が維持、継続できるということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 維持できるということでございますけども、そういう点でいいますと国保制度というのは医療の供給体制が市町村によって違うということ、それから住民の年齢、所得、健康状態などの違いがあるということから、都道府県で広域的に運営するのは地域差が余りにも大きい、無理があるということから保健所を市町村としたという経過であります。市町村国保であるからこそ保健事業とか、住民健診とか、高齢者福祉施策とか、公的病院による医療の供給など、こういう連動させながら住民の暮らしを守ってきたという歴史があるわけでございます。

一元化でこういう国保の本来の目的が果たせるというように考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さっきもお答えしたように、維持、継続ができるということ、国保が立ち上がった時点では地域差等があるのでいうことで、小さな保険者が市町村単位の保険が設立されたんだと思うんですけど、今日に至っては、やっぱり財政基盤の脆弱なところ、非常に国保の運営が難しいという結論に達してますので、私は少なくとも府県単位ぐらいが望ましいということです。そのことが被保険者の利益になると信じております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） この先については、後日後に回したいと思いますが、最後に5点目の非核自治体宣言の具体化について伺っておきたいと思います。

8月に行われます平和行進のときに、本庁舎の正面玄関などに非核自治体宣言の懸垂幕、表示をしておるわけでございますが、近年状況を見ておりますと、平和行進が終わればすぐ撤去しておるという状況です。せめて8月の終戦の記念の月は懸垂幕を掲示するとかいう姿勢を示すべきではないかと思うんです。あわせて、非核自治体宣言のまちとして、このいろんなモニュメントなどを含めた具体的な取り組みをすべきだと思うんですが、あわせてその点も伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃっていただいた8月ぐらいは懸垂幕を掲出していたらどうだと、全くそのように思います。そのように指示したいと思います。永遠の世界平和の実現は人類共通の願いである非核平和自治体宣言のまちとして、核のない真の恒久平和の実現を強く訴える責務があると認識しております。

ということで、非核平和自治体宣言のまちとして8月ぐらいは最低懸垂幕の掲示をさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） そういう方向も示していただいたんですけども、ぜひ被爆の写真展、戦争体験を聞くとか、希望する高校生、町民の代表を原水爆記念式典に参加させるとか、そういうようなことも具体的な取り組みとしてぜひ取り組んでいただきたいということも申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、平成26年第2回京丹波町議会定例会の一般質問を行います。

最後の質問者となりました。よろしくお願ひします。

それでは、まず最初に教育問題についてお尋ねをいたします。

必要な学力を身につけてほしい、元気で優しい子どもに育ててほしい、子どもの健やかな

成長を、また教育費の負担を軽くしてほしいなど、教育をめぐる保護者、住民の願いは切実であります。保護者の願いを受けとめて、学校では子どもの成長、発達に向けた教育が日々実践されております。

ところで、安倍首相は5月15日、歴代政権が禁じてきました集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更を検討していく考えを明らかにいたしました。同時に、戦前の軍国主義教育の反省のもとに設置をされました教育委員会制度の見直しを行い、現在の教育委員長と教育長を一本化し新たな教育長を置くこと、そして自治体の長が主催する総合教育会議を設けることなどを盛り込んだ地方教育行政法改正案を国会に提出をいたしました。

教育は子どもの成長を発達のために生徒と先生が人間的なふれあいを通じて行われるもので、自由、そして自主性が欠かせません。だからこそ現行法では、教育委員会は国や市町などの政治権力から独立しているのです。

改正案は、その独立性をなくして政治権力に従属させるものであり、海外で戦争する国を目指す安倍政権が、教育の中身にまで介入し、教育の自由、そして自主性を奪うことは認められません。自治体の長が責任を負うのは、教育条件の整備であります。

今この教育委員会制度改革について、全国各地の教育委員や教育関係者から危惧の声が多数寄せられておりますが、こうした状況のもと、長年教育に携わってこられました教育長のこの改革に対する見解をお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） このたびの教育委員会制度の改革は、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものとして現在国会で審議をされているところでございます。

本町では、これまでも町長部局との連携を緊密に行い、責任を持って教育行政を進めてきたところです。今後の国会の審議を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国会の審議を注視をするということでありましたけれども、教育長が言われましたように、国の関与の見直しをするということでもありますので国の思惑とかが京丹波町の教育施策に盛り込まれて、それを教育委員会あるいは新しい教育長が推進をしていくということになると思っておりますので、そういうことでよいのか、教育長自身の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回の教育委員会制度の改革につきましては、ご承知のとおり大津市で起きましたあの中学校の痛ましい事件もこの要因の一つだと思いますけれども、そういったことを踏まえ、なかなか教育委員会の誰が責任を持つのかというあたりの責任の所在がなかなか明らかにならない、あるいは、首長と教育委員会との間の連携が非常に不十分であるというようなこともありまして、今回のこういった制度改革になったんだろうと思っております。

もちろん、教育の政治的な中立性、あるいは安定性、それから継続性というのは当然重要なことですので、この辺につきましては確保され、また教育委員会が執行機関として従来どおりということでもございます。町村の教育長会等でも、しっかり今までも教育委員会としてしっかり責任を果たしてきておりますし、今後とも従来のようにしっかり子どもたちの学力の充実とか、あるいは心の育成に教育機関としてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、教育長も言われましたように、教育の安定性ということが大事だと言われました。今回の改革案では、自治体の長が変わるたびにいろんな施策も変わっていくというようなことも言われてて、安定性が本当に危ういということでもありますので、ぜひともしっかりそういう今言われたような教育委員会を中心にして合議を図っていくという現行の制度を続けていくということによろしいでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほども申し上げましたように、現在5月には衆議院を通過して、今参議院で審議がされておるところです。従来も本町におきましては、首長さんとの連携も緊密にやってきました。仮に、こういった法が通りましたら、それに向けてしっかり教育委員会、あるいは首長部局との関係課と連携して、しっかり準備はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 通りましたらということではありますが、子どもを第一に考えていただいて、ぜひともそういう教育の本当のあり方というか、教育委員会を中心にしたそういう施策が行われるようにぜひともお願いをしたいと思っております。

次に、道徳の教育化についてお尋ねをいたします。

安倍首相は、道徳の教科化を進めると述べております。一人ひとりを個人として尊重し、主体性のある子どもを育てる教育に、先生は頑張っただいただいております。しかし、道徳の教科化が進みますと、教科書が作成されまして数値評価が進められていくということになり、戦前の教育のように特定の価値観を押しつける教育につながっていくのではないかという危惧が今大きく広がっております。

教育長の見解をお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 道徳の教科化についてでございますけれども、国においては教育再生実行会議における提言も踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化のあり方など、道徳教育の充実改善方策について幅広く検討がなされてきたところであります。

これを受けまして、中央教育審議会に諮問がなされ、現在審議がなされているところであります。道徳教育は自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格の形成を目指すものであり、全ての教育活動の根本に据えられるべきものでございます。この視点で、今後この中央教育審議会の審議を注意して見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 自分の考えで、頭で考えるそうした子どもたちを育てていくということが大切であります。道徳の教科化が進みますとそういう決まった価値観が押しつけられるというふうなことにもなるのではないかというふうなことであります。道徳というのは大切でありますし、自分の国を愛することも大切でありますし、よその国を尊重してということも大切であります。そうした、何と云うか、自分の頭で考えられる、そういう何でも言うことを聞くというふうな、そういう子どもを育ててはいけないと思っておりますが、この教科化によってそういうことにつながる心配はないかと思うんですが、教育長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 道徳教育は道徳の時間で指導されまして、道徳の時間、道徳教育の要の時間でございます。子どもが命の尊さを知ったり、あるいは自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、あるいは規範意識、自主性や責任感など、人間性とか社会性を育てる道徳教育というのは非常に、極めて重要だというふうに思っております。

現在、道徳教育は教育課程に位置づけられまして、年間35時間の時間が配置されておるわけでございますけれども、それぞれ学校によって、国や京都府の教材とか、あるいは学習資料については提供されておりまして、それを使っての学習もありますけれども、かなり学校によっては違いがあるというふうに思っております。現在のいじめとか、そういったものを考えるときに、このことはどうしても子どもたちにしっかり教えていかなければならないという部分はあろうかというふうに思います。

学習教科にされましたら、教科の指導内容については、詳細にこれだけはかかり、しっかり教えていこうということになります。これは最低限度このことは教えていこうというような形に教科になればなりますけれども、子どもたちの本当に、不易と流行という部分の不易の部分をしっかり子どもたちに教えていくという部分では、全国どの子どもたちにもしっかり教えていくということも必要だろうというふうに思います。

今後、道徳指導の内容の充実とか、あるいは指導方法の明確化とか、あるいは道徳の教材が、非常にすばらしい教材がいろいろ出てくるとか、そういったものを期待をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 余り長くは言いませんが、本当に憲法に基づいた、そういう平和を大切に子どもたちが育っていかなくてはいけないと思っております。そういう点については、今でもしっかりと今の先生の間の中で実施をしていただいていると私は思っておりますので、あえてそういう一方的な、何と言うか、数値化する、そういう教育が入り込むことによって、国の政治のそういう思惑に素直な、従順な子どもを育てていくということにもつながると思っておりますので、教育長は長いこと先生の現場の中で頑張ってきていただいた方ですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、全国一斉学力テストについてお尋ねをいたします。

全国学力テストは、2007年に第1次安倍内閣が43年ぶりに小学校6年生と中学3年生全員を対象に行いました。このテストは点数競争で教育をゆがめ、学力向上に役立たないということで、2010年からは3割の学校を抽出しての調査となっておりますけれども、また第2次安倍内閣によって昨年から全員調査に戻されるとともに、学校の序列化や過度の競争を理由に学校ごとの平均点の公表を禁じておりました国の方針を覆して、また教育関係者の反対を押し切って、今年から学校名を明らかにした成績の公表が自治体の判断で可能となりました。こうしたことは、さらに異常な競争教育が進んでいくことにつながりかねません。

4月22日にもテストが行われましたけれども、こうした競争主義を持ち込む全国学力テストは廃止すべきと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 全国学力学習状況調査につきましては、平成19年より、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力状況を把握、分析し、教育施策の成果や課題を検証し、その改善を図る目的で実施されてきたものでございます。今後とも本調査を教育施策や、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） これは、テストを行った結果が返ってくるのが9月の終わりか10月になると思うんですが、このテストの結果は個人に、生徒に返されているのか。また、結果を生かしていくということでありますけれども、返ってくるのが10月ぐらいになるということになりましたら、本当に教育に生かしているのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 結果につきましては、それぞれの子どもさんに結果は返しております。この全国学力状況調査につきましては、一つには、一人ひとりの子どもさんのそういった学力状況を考えるということで、この指導に生かすということと、そしてまた、私ども教育行政を扱う者といたしましても、現在行っております教育施策で十分なのかどうかというあたりも全国的な観点から考えていくということでございます。今後、こういった全国のテストが今後も行われる場合は、私どもも参加をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 今、引き続いて実施していくということでありましたし、こういうことを公表もされていくとなりますと、学校の序列化というか、一点でも自分のところの点数をよくしようというような、そういう方向に教育の中身がゆがめられるということもあります。私たちは、それこそ憲法に保障された教育基本法に基づいた、また子どもの権利条約に基づいた、そういう豊かな子どもに育っていく方向を求めているということを申し上げまして、次に移ります。

次、4月に京丹波町教育振興基本計画が策定されましたので、お尋ねをいたします。

基本計画は平成26年度から35年度までの10年間の本町が取り組む教育の方向性、施策を示しております。そこで、数点お聞きをしたいと思います。

まず、基本目標2で学校・家庭・地域連携により子育てに励むとしている中で、家庭の教育力の向上を上げて、親のための学習活動支援の充実、家庭教育に関するサポート体制の充実とありますけれども、これは具体的にはどういうことなのか、お伺いをします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどもございましたように、本年4月に今後の本町の教育の方向性や取り組むべき施策などを総合的、体系的に示すことを目的として、本町の実情に応じた教育の基本的な計画となります京丹波町教育振興基本計画を策定をさせていただいたところ です。

その中で示しております基本目標ということでございますけど、6点上げさせてもらっております。その中で、お尋ねにありました学校・家庭・地域連携により子育てに励むということでございますけれども、この施策については、いろいろと町全体で取り組んでいる施策もございます。今後、この中に既にあります事業、あるいは施策も考え、あるいは今後必要な部分についてはまた新しく考えていくということになるろうかと思えます。家庭の教育力の向上といたしましては、例えばPTAと連携して子育て講演会を開催したり、あるいはPTAとの連携で親のための学習塾とかいうような施策も取り組んでおります。

今後、こういった基本目標としております六つの施策の中で、それぞれ既存の事業、あるいはこれから必要とされる事業等、この1年かかってしっかり整理はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 2点目に、基本目標の3であります質の高い学力を育てる環境づくりを推進ということで、その中で、適切な教育環境を整備するとして、少子化への対応、小中一貫教育の取り組みとありますけれども、まず最初に、少子化への対応というのは具体的にどういうことなのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 少子化への対応につきましては、例えば本町では学童保育の実施とかいうのも大きな少子化への対応というふうに考えております。今後、全庁的な中で、少子化への対応について教育に課せられる部分は何なのかということは、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 次に、小中一貫教育でありますけれども、これは具体的に実施はしていけるのかどうか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小中一貫教育につきましては、既に中学校の先生が小学校へ行って授業をしたりというようなこととか、一定、小中一貫教育というような中身に入る取り組みは既にしております。今日も少しニュースでありましたけれども、小中一貫校という学校にしていこうというようなことも、小中一貫校というようなことも教育再生実行会議では出ておりますけれども、既に京都府内では施設一体型の小中一貫校というのが出ております。今、小学校6年、中学校3年で6・3制ですけれども、例えば5・4にするとか、あるいは4・3・2にするとかいうようなことも出てきておるような状況でございます。

今後、本町でも1小1中学という地域がございますので、そういった面では小中合わせて、中一ギャップと言われるように、小学校から中学校へ渡ったときに不登校が出やすいとかいうようなこともあって、そういったものを克服するためにも小中一貫教育というのは非常に大事だと思っております。小学校に中学校の先生が行く、あるいは小学校と中学校が一緒になって行事等をしていくとか、そんなことも今後考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） そういうことであれば、施設一体型ではなしに、小中連携をして教育を進めるというふうな考え方でよいのかどうか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在のところは小中一貫教育ということで、9年間で子どもたちの義務教育をしっかりしていきたいという意味で、小中一貫教育を今のところ進めていきたいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 例えば小中9年間ということでありましたら、今だったら6年生で小学校を卒業して、中学校という新たな門出のスタートがあるわけでありましてけれども、そういうのはなくなるというふうなことでよろしいですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今のところそういったことは考えておりません。特に小学校の子どもさんが中学校へ行ったときに、急に教科担任制になったりということもございますので、中学校の先生と小学校の先生が十分連携しながら、小学校の子どもさんが中学校の先生に授業を習うというようなことも既に本町では始めております。そういった意味で、うまく小中の連携ができるように、そういったことを今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） また委員会もありますのですが、施設型というか、何もかも一緒にして、校庭で小学校から中学校まで遊ぶとか、そういうことではなしに、連携ということでありましたら、今でもできているので、それでいいのではないかというふうに思っております。また委員会で質問したいと思います。

2点目に、命とくらしを守る問題について伺います。

まず、消費税増税から2カ月が過ぎました。甘利経済財政担当相は消費税増税後の景気判断に触れて、景気回復の弱い動きは想定範囲内であった、一時的なものと述べておりますが、政府が発表する各種調査結果では、小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少をして、想定内どころか、駆け込み需要の反動によって景気が大変悪化しているという状況が見られます。経済産業省の発表によると、4月の小売販売額は前の年と比べて4.4%落ち込んでおり、3%から5%に消費税が上がった1997年よりも落ち込みが大きいと言われております。

また、厚生労働省の調査で、基本賃金は24カ月間連続で減っているという状況であります。また、その上、4月の消費者物価は前の年に比べて3.2%上昇し、バブル経済だった1991年2月以来23年ぶりの高さと言われております。賃金が上がらないのに物価だけが上がるというのは、本当に大変なことになります。

町長の行政報告でも、私たちの生活において4月からの消費税引き上げの家計への影響が少なからず出ているのではないかと、消費動向においても増税前の駆け込み需要の反動と相まってまだ回復が実感できる状況にないと述べておられますが、本町の小売店や中小企業の増税後の影響などをどのように把握されているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の小売店、あるいは中小企業における消費税増税後の影響についてですが、京丹波町商工会等の情報共有や連携はもとより、商工観光課が発足して以降、町

内の製造業企業30社程度を精力的に訪問しまして、経営状況や今後の展望などについて意見交換する中で、消費税増税後の影響等についてもあわせてお聞きをしまして、状況把握に努めているところでございます。

その中で傾向としましては、製造業を営む中小企業においては影響の有無が業種によってまちまちであります。影響がある製造業においては増税前の駆け込み需要により3月の売り上げは前年と比べて伸びたが、増税後は落ち込んでいる、また、増税後の落ち込みは6月ごろまで続きそうだ、7月ごろからは持ち直してくるのではないかとといった状況を聞いております。一方、小売店や建設業におきましては、小売業、サービス業、建設業など、業種ごとに数事業所ずつピックアップしまして調査を行ったんですが、小売業、サービス業においては増税前の駆け込み需要とその後の落ち込みがありまして、対前年の同じ時期と比べ売り上げが減少したという店舗が目立ったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 調査を商工会などと連携して行っていただいたということでありまして、燃料などが上がったってして、製造業などは特に電気代とかも含めて大変だと思っておりますが、そういう燃料などのそういう影響についてはどうなのか。

また、この秋にも消費税を10%に上げるかどうかというのを国が検討するということになっておりまして、このまま10%になるということになりましたら、さらに7月からは景気の回復というような声もあるというふうに今、おっしゃられましたけれども、どういうふうに町長は見通しを持っておられるのか。10%になった場合にそういうのが予想されますので、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消費税が上がってまして、グリーンランドみずほ等の事業報告、経営報告を受けたんですけど、やっぱり電気代が物すごく高くなっていて、利益が少し出てるんですけど、そのことで経営が圧迫されているというような数値を目の当たりにしました。あるいは国道を走ってまして、ガソリンスタンド全部値上がりというのか、高どまりしているわけで、あるいは軽自動車が今後税金が高くなると、どうも地方経済をよくするような施策がなかなか目立たずに、反対に、非常に地方で生活する者が苦しい方向に向かっているなどという認識でおります。これにしっかり対応するいろんな施策をこれから考えていきたいと、そんな思いでいることを申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 全ての企業とか小売店ではないけども調査をされたということでありますので、その声に基づいた支援策というのをしっかりととっていただくと同時に、やはり秋にも決定されようとしている10%への増税については、こういう実態も府や国へ届けていただいて、ぜひとも国が思いとどまるように伝えていくべきではないかと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そんなやわな政府ではないという認識でおるんで、多分10%に上げはると思います。その際、さきにも申しました3%上がったときと同じように2%上がったとき、しっかりと社会保障の充実に充当してもらおうということが一番大事なことだという認識でおるとお答えしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 社会保障、社会保障と言われますけれども、実際、社会保障は改悪、負担が増えてサービス低下して改悪されていると同時に、社会保障にお金使われておりますけれども、これはほかのところに使って、今まで社会保障に使っていた分がほかのところに、公共事業のそういう影響が大きいということで、景気対策に使ったりとかいうことで、置きかわっているだけで、本当に大企業の減税とかそういうところに回っておりますので、そこら辺はきっちりとやっぱり認識をしていただいて、町民の暮らしを守る立場でぜひとも考えていただきたいというふうに思っておりますし、そのように申し述べておきます。

次に、消費税増税による就学援助費の拡充についてお伺いをいたします。

今年4月から消費税が8%に増税されたことによりまして、影響緩和策として文科省が4月から就学援助費の支給単価に2.8%を上乗せすることを決定したということでもありますけれども、本町ではどうなっているか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 消費税増税によります就学援助費の拡充につきましては、平成26年度分より、学用品を初め各種目につきまして増税相当分を増額とすることとしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） それから、前も聞いたかもわかりませんが、改めて、認定の基準についてでありますけれども、これは生活保護基準額の切り下げ前の基準で行ってい

ただいているのか、お伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 従前と同じ基準でやっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） それでは続きまして、今年の18号台風で大きな被害を受けた須知川本町地内の治水対策についてお伺いたします。

この問題につきましては、他の議員さんも質問されまして、関係機関に要請するというところでありますけれども、府の対応はどうであったのか。

また、同時に、本町が指導的に責任を持って対策を提示をして、解決に向けた合意に取り組む必要があるのではないかと考えておりますが、そういうことも含めて答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知区本町付近の河川改修につきましては、本年2月25日に須知区長より須知川改修要望を受け、本年4月10日に京都府南丹土木事務所において所長と面談して、早期改修の要望を行ったところであります。

甚大な被害が発生した箇所でありまして、京都府におかれましても早期改修が必要な箇所として認識いただいております。町といたしましても、一日でも早く河川改修が実現するよう、周辺住民の皆さんと協力し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 18号台風で傷んだところは府のほうで実施が計画されているというようではありますが、根本的に、雨がたくさん降ったときに水があふれていくという常襲地帯でありますけれども、そういう根本的なことをなくしていくために、やはり私の家も、かつて前の府道が改修をされて、宅地のほうが低くなって、大雨が降ったときに、府道からのほうと山側からおりてくる、町道からおりてくる雨がちょうど直角に集まる場所になって、家の中までは入らなかったですけどね、小屋の中にあふれたりして、ずっとしてたんです、たくさん雨降ったときにはね。

本当に心細い思いをして、そういう思いとは比べ物にならないほど、今の本町の皆さんにおいては不安な雨に対する思いを持っておられると思うんですけども、そういう根本的な改善策、解決策、そういう点については、安心な暮らしを守るために町はどういうふうな

思いを、考えを持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町はどういう考えを持っているかと言われるとお答えしにくいんですけど、何にしても京都府が河川管理してまして、そして専門家が入って、そして今度も復旧工事をするということなんで、それを信頼して見守る、あるいはそれを一刻も早く実現するために、地元の皆さんと協力してこの復旧工事が早期に終わるように頑張るとい以外、ちょっと答弁のしようがないんですが、以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 復旧は当然、本当に早急にさせていただかなくてはいけないと思いますし、また、そういう常襲地の解消に向けたそういう解決策に向けても、やっぱり住民の皆さんと一緒にあって、町が本当に先頭に立って頑張っていて、解決策も示すなど研究していただいて、合意に向けたそういう取り組みを求めておきたいと思います。

それから3点目に、町有地の維持管理についてお伺いをいたします。

J A京都旧竹野支所の横にあります倉庫でありますけれども、老朽化が進み、非常に危険であります。この施設に対する町の認識を伺うとともに、この間ずっと早期の取り壊しも含めて求めてきておりますが、あわせて答弁を求めます。

また、この土地と建物につきましては、府道の改修用地として町が土地開発公社から買い戻したものでありますけれども、この改修見込みについてもお伺いをしておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 旧J A竹野支所の倉庫ですが、安全管理上、必要に応じて修繕等の対応を行っているところであります。しかしながら、建物の老朽化も進んでおりますので、今後、できるだけ早期のうちに対応を検討してまいりたいとも考えております。

また、旧J A竹野支所前の道路は、これはいわゆる府道篠山京丹波線ですけれども、既に2車線改良済みの区間であり、また歩道設置も完了していることから、交通安全上改良の必要性が低いということで、平成23年度の府民公募型公共事業で要望されたことも採択されなかった経緯がありますので、現時点、改良計画はございませんということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 早期に撤去についても考えたいということではありますが、府道の改修の見込みもないということでもあります。いろいろ修繕は、屋根とかしていただいております。

のは前を通過して見てわかるわけでありましてけれども、やはり無駄な投資にも、これからずっとということになってまいりますと、なってまいりますので、ぜひとも本当に早期の撤去をお願いしておきます。

それから、4点目であります京丹波町が筆頭株主であります第三セクター、丹波地域開発株式会社についてお伺いをいたします。

丹波地域開発株式会社は道の駅丹波マークスの管理運営をしていただいております。京丹波町が3億300万円出資をする第三セクターの会社で、平成4年11月6日に設立をされました。丹波マークスは平成9年4月、商業の振興と、それから地域の活性化に向け、また消費者ニーズに応えられるような拠点として、総事業費22億4,789万円で建設され、オープンをいたしました。整備資金は、出資金6億4,500万円と、中小企業事業団からの高度化無利子融資の12億3,800万円、町外参入企業の敷金及び協力金3億500万円、銀行から6,000万円と、そういう財源で建設されたと思っております。また、本町の出資額は3億300万円で、出資比率は46.76%でありましたけれども、平成22年度に企業が1億円を増資をされたことから、現在持ち株は40.5%の最大の株主となっております。

平成22年度の決算までは議会へ資料の提出がありましたけれども、その後は状況が把握できておりません。出資比率50%以上のセクターについては議会へ経営状況等を報告しなければなりませんけれども、以下でありますので報告がされていないという状況もあるかもしれないけれども、本町は40.5%の最大の株主でありまして、運営について大きな権利もありますけれども、責任を負っているところでございます。議会としても適宜報告を受けて、その運営についてチェックをしていく、そういう責任があると、求められていると思っております。

したがいまして、運営状況をお聞きいたすものでございます。借入金残高でありましたり、受入保証金、あるいはまた減価償却金、資本金についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波マークスを管理します丹波地域開発株式会社の借入残高と財務状況について答弁させていただきます。

町が把握しております直近の決算状況ですが、前期末すなわち平成25年3月31日末現在の状況になります。借入残高は8億9,100万円、その内訳ですけれども、京都府から借り入れている高度化資金が6億5,700万円、もう一つが日本政策金融公庫など金融機関からの借り入れが2億3,400万円でございます。また、延払債務である受入保証金、敷

金ですけれど、1億5,800万円あるわけですが、したがって返済が必要な債務ということになりますと10億4,900万円となっております。資本金については9,720万円、減価償却費、その期が5,500万円ということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 受入保証金と合わせて10億4,700万円払っていかなくてはいけないということでありまして、一つは、今ご報告いただきましたけれども、議会としても、ほかの指定管理とか、いろいろほかの、町が補助金を出している施設の経営状況を、決算期にいろいろと資料をいただくわけでありまして、そういう資料を議会に提出をしていただくということについて、町がつくって提出をしていただくべきではないかと思っておりますけれども、見解を。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問の中で、権利もあるけれど義務もあるという表現がありまして、大変私感銘したんですが、そういうことであればしっかりと議会に報告をしていく、ある意味、会社に義務が反対にあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 8億9,100万円、高度化資金と金融公庫ですか、銀行から合わせて8億9,100万円ということでありまして、これは平成22年度の決算期からいたしますと、そこまではもらってましたので、平成22年度の決算と比べますと余り金額が減っていないという状況だと思いますけれども、20年間で返済、据置期間5年間含めて20年間で返却していくというふうなこれまでの答弁もあったわけでありまして、こういう状況でありますと、支払いの返済の状況はどういうふうになっていくのか、予想がされるのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 20年で返済すると、多分、現契約の12億3,800万円ですか、それが全部返したとすると、土地建物も全部済んだということなんですね。そやけど、そんなもうかる話だったら、別に三セクつくらんでも、みんな民間もやらはるわけですね。なかなか、非常に最初から困難な事業計画であったというふうに私自身は当時、創業者の1人でするので、そういう認識でおりました。中小企業事業団にも、こういうことは机の上での計画で、こんなこと成し得ませんねということです。しかし、そういう計画書でないと出資とか

融資を受けられませんので、そのことで、甘んじてそういう計画に基づいて会社が発足したということで、今、多分お尋ねの趣旨は返せるんですかという意味だと思うんですが、平成28年がどうも最終年度になってるようで、この今の借入残高等を見ますと、無理だなというふうには感じております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 先ほど山田議員が、丹波マークスにおられた職員さんが町の職員さんに、嘱託になっておられるということもありましたけれども、この丹波地域開発の組織というのは今どういうふうになっているのか。当初は3人の正規の職員さんがおられて、臨時というか、嘱託の方もおられたということでもありますけれども、今は組織的にはどういうふうになっているのか、お伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 現在の職員の数につきましては、2名ということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東 まさ子君） 私たちの税金がつぎ込まれたそういう施設でありますので、町ともしっかり、そういう内部のほうでいろいろとチェックをしていただいておりますけれども、ぜひとも議会のほうにも、9月の決算時にその資料もいただいて、しっかりと内容を把握、チェックできるようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6月18日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 山崎裕二